

国分寺市災害廃棄物処理計画



令和8年2月改定

国分寺市

(表紙の写真)

令和6年能登半島沖地震における災害廃棄物仮置場の状況
写真は穴水町「あすなろ広場仮置場」の様子(撮影:令和6年3月)

第1章 総論	1
第1節 計画策定の背景及び目的	1
1 計画策定の背景	1
2 計画改定の背景	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 本市の概況	3
1 自然的状況	3
2 社会的状況	6
第4節 計画の対象	7
1 対象とする災害	7
2 対象とする廃棄物の種類	8
3 想定される災害廃棄物の特徴	8
第5節 被害想定に基づく災害廃棄物発生量(推計)	12
1 災害廃棄物	12
2 廃家電	13
3 生活ごみ	14
4 避難所ごみ	14
5 仮設トイレ等し尿	15
第6節 市民・事業者・市・一部事務組合の役割	16
1 市民の役割	16
2 事業者の役割	16
3 市の役割	16
4 一部事務組合の役割	16
第7節 災害廃棄物対策の基本的な考え方	17
1 実施主体	17
2 基本方針	17
第8節 災害廃棄物処理の流れ	18
1 災害廃棄物処理フロー	18
2 処理体制及び処理可能量の推計	22
第9節 災害廃棄物処理の進め方	25
第2章 災害廃棄物対策	26
第1節 平時の備え	26
1 組織体制の検討	26
2 情報収集・連絡体制	27
3 協力・支援体制	28
4 処理体制の整備	30

5 仮置場の検討	31
6 市民・ボランティアとの連携	34
7 対応マニュアルの整備	34
第2節 初動期	35
1 初動対応	35
2 情報収集・連絡	35
3 協力・支援体制	35
4 発生量、処理量、処理可能量(暫定値)の算定	38
5 地域集積所・一次仮置場の設置及び運営	38
6 収集運搬体制の確立	40
7 市民・ボランティアへの広報の実施	41
8 中間処理の方針及び体制の確認	41
9 進行管理の実施	41
10 災害廃棄物処理実行計画の策定	42
第3節 応急対応期(発災から6か月)	43
1 発生量、処理量、処理可能量(暫定値)の見直し	43
2 損壊家屋等の撤去	43
3 貴重品・思い出の品等の取り扱い	44
4 市民・ボランティアへの広報	44
5 進行管理	44
6 国庫補助金等の事務処理	44
第4節 復旧・復興期(発災から3年程度)	45
1 災害廃棄物処理実行計画の見直し	45
2 進行管理	45
3 仮置場の原状復旧の検討・実施	45
4 復興資材の有効活用	45
第3章 教育、訓練、計画の見直し	46
1 教育・訓練	46
2 計画の見直し	46
おわりに	46
巻末資料	47
1 第1章 第5節 1 災害廃棄物	47
2 第1章 第5節 2 廃家電	49
3 第1章 第5節 3 生活ごみ	50
4 第1章 第5節 4 避難所ごみ発生量の推計	51
5 第1章 第5節 5 仮設トイレ等し尿	51

6	第1章 第8節 1 (1)片付けごみ.....	52
7	第1章 第8節 2 (2)処理可能量の推計.....	55
8	第2章 第1節 1 組織体制の検討.....	56
9	第2章 第1節 5 仮置場の検討.....	57
10	第2章 第2節 5 地域集積所・一次仮置場の設置及び運営.....	61
11	再生利用の方法や活用例.....	61
12	環境モニタリングの実施.....	63
13	用語集.....	66

第1章 総論

第1節 計画策定の背景及び目的

1 計画策定の背景

平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震といった地震災害や、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨と近年頻発している風水害においては、平時の数年から数十年分に相当する大量の災害廃棄物が一時に発生し、その処理が自治体の大きな課題となっています。

地方公共団体が発災前に準備するための国の指針として、「災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成26年3月）」（以下「指針」という。）が策定されました。指針は、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、さらに発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を地方公共団体が実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたものです。指針は、平成30年3月に、①近年の法改正を受けた計画や指針の位置付けの変化等への対応、②近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実、③前記②を受けた平時の備えの充実をポイントに改定されました。

一方、東京都（以下「都」という。）では、首都直下型地震をはじめとする非常災害に伴い発生した廃棄物の処理体制を確保し、適正に処理することにより、都民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧・復興に資すること等を目的とした「東京都災害廃棄物処理計画」（以下「都計画」という。）を平成29年6月に策定しました。都計画では、都や各主体の果たすべき役割を明確化し、計画策定後も計画の見直しや訓練、演習を通じて計画の実効性を高めるとともに、継続的な計画の見直しを進めていくこととしています。

国分寺市（以下「本市」という。）においても、今後発生が予想される大規模災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、発生した災害廃棄物等の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策を円滑に実施するための体制構築に資することを目的に、指針等を参考として、「国分寺市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を令和3年12月に策定しました。

2 計画改定の背景

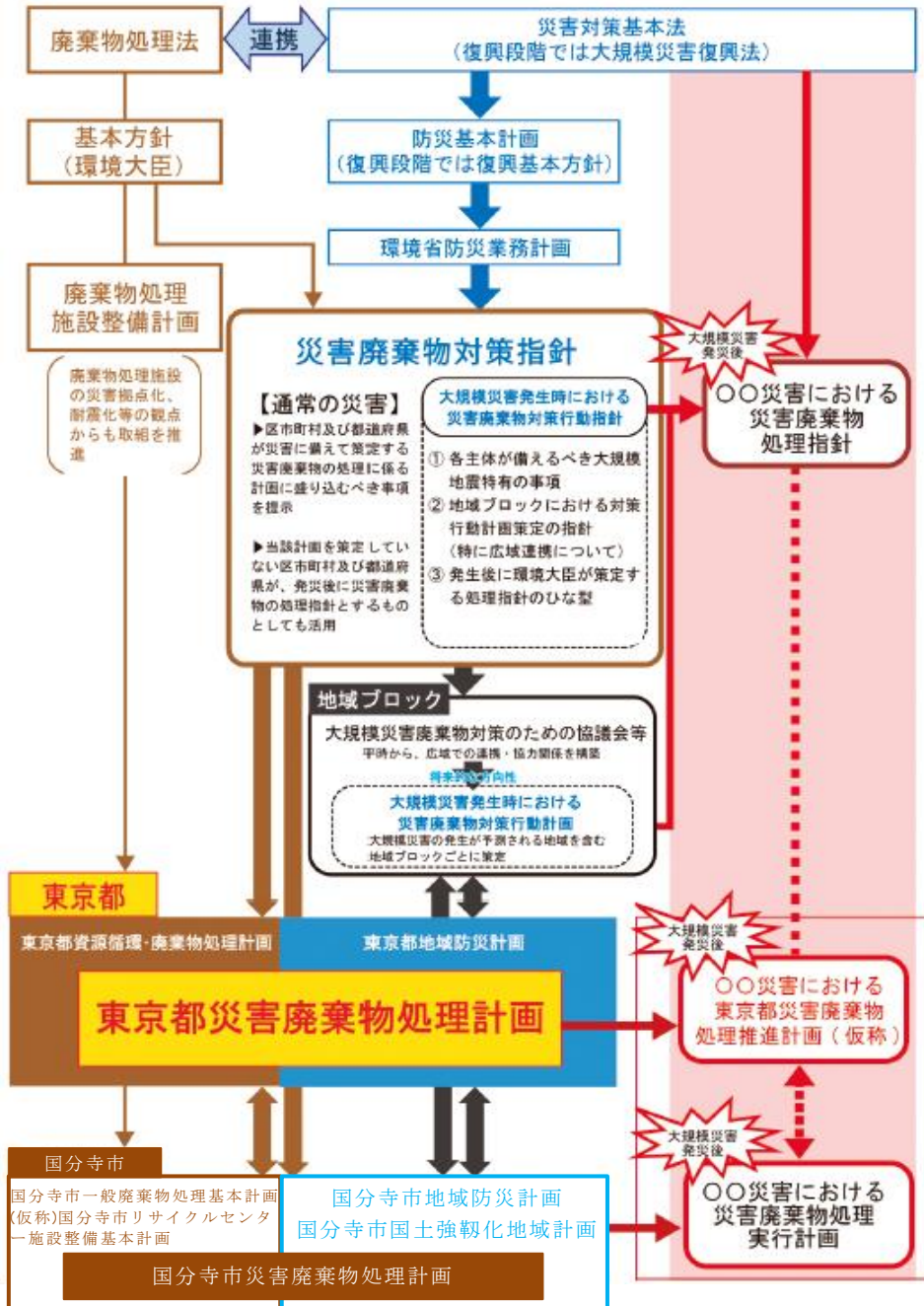
国では指針の改定後、指針の技術資料の改定が行われており、都では、令和5年9月に、最新の科学的知見や都のこれまでの支援で得られた知見を踏まえ、風水害に伴い発生する災害廃棄物への対応強化や、処理の円滑化に向けて連携強化などにより、都計画を改定しました。都では、引き続き計画改定後も、被災地への職員派遣による知見の積み重ねや、他自治体における災害廃棄物処理に係る情報収集、都内自治体向け訓練、演習等を通じて、災害対応力の強化に努めていくとしています。

本市においても、「国分寺市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）が令和7年8月に修正され、地震被害想定が大幅に変更となったこと等に鑑み、また、指針技術資料や都計画の改定によりこれらと整合を図るため本計画を改定しました。

第2節 計画の位置付け

本計画は、指針に基づき、都計画との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する本市の基本的な考え方と具体的な対応方策を定めるものであり、災害廃棄物処理に係る本市の基本計画として位置付けられます。

また、本市の災害対策全般にわたる基本的な計画である地域防災計画及び本市の一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「国分寺市一般廃棄物処理基本計画」を災害廃棄物処理という側面から補完する役割を果たすものです。本計画の位置付けは図1-1に示すとおりです。



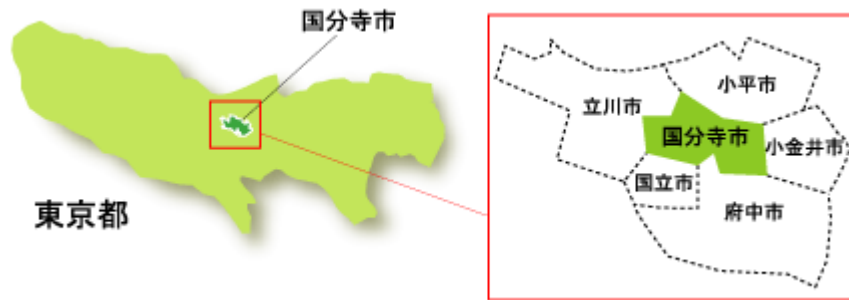
災害廃棄物対策指針(環境省、平成30年3月改定版)を基に作成
図1-1 本計画の位置付け

第3節 本市の概況

1 自然的状況

(1) 位置と面積

本市は、武蔵野台地の南縁部、都心から30kmの所に位置します。市の面積は11.46km²で東西約5.7km、南北約3.9kmでやや東西に細長い形状を示しています。東は小金井市、北は小平市、北西から西にかけて立川市、西から南西にかけては国立市、南は府中市に接しています。



出典: 国分寺市ホームページ

図1-2 本市の位置

表1-1 本市の位置と面積

位置	面積	海拔	広ぼう	
			東西	南北
東経 139 度 28 分 北緯 35 度 42 分	11.46km ²	92m (最高) 55m (最低)	5.68 km	3.86 km

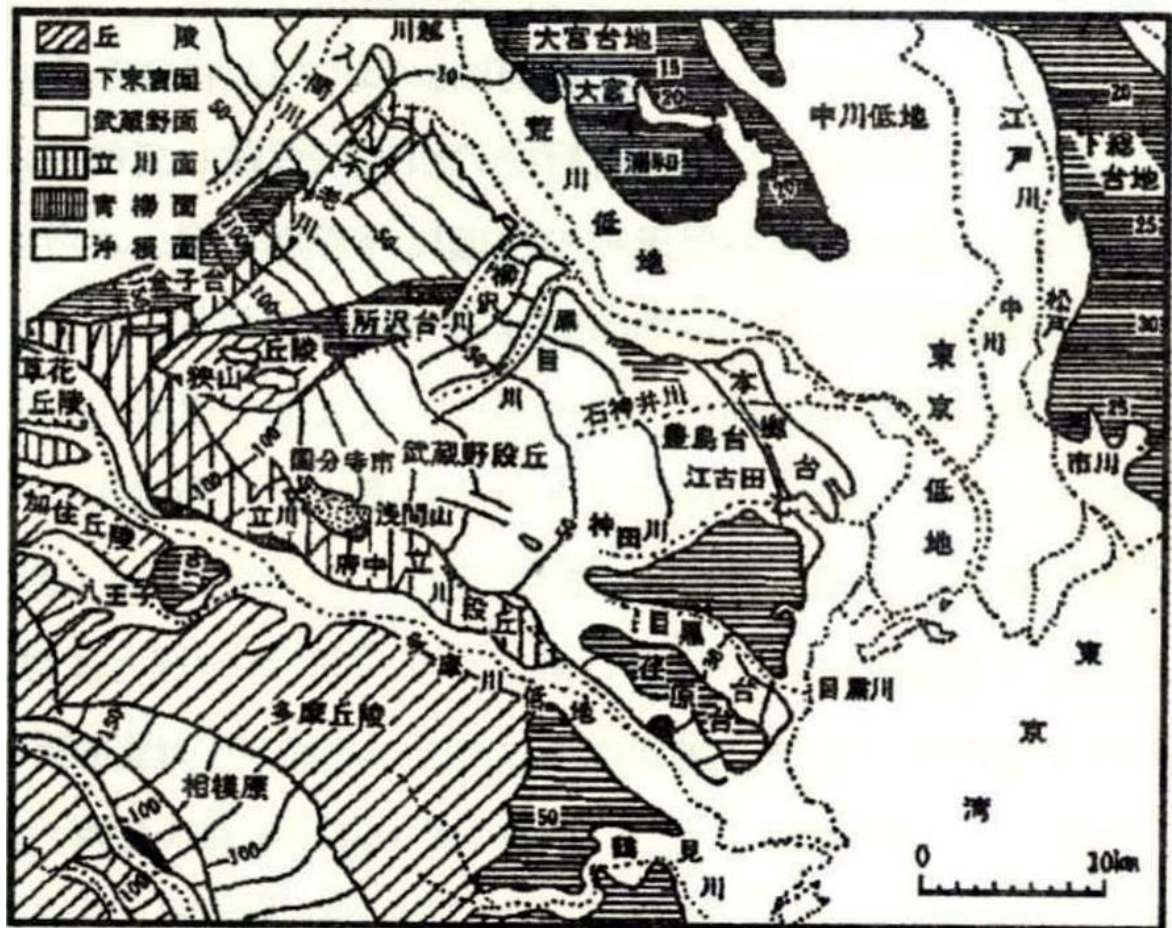
(2) 地形

本市は、武蔵野台地の一部をなす高台と、それより急崖を境にして一段と低い平坦地及び高台を刻む野川上流の谷で構成されています。市内で最も高い所は、西町五丁目のけやき台付近で海拔約92mで、低い所は東元町一丁目の鞍尾根橋付近で海拔約55mです。市域の大部分を占める高台の上の平坦地（台地面または段丘面）は、武蔵野面（武蔵野台地の台地面）と呼ばれています。武蔵野面は狭山丘陵の西端付近から東方へ次第に低下し、荒川低地、東京下町低地及び東京湾まで続く広大な台地面です。

一方、西町一から五丁目、光町二丁目、西元町及び東元町などの、高台より一段と低い平坦地は、立川面と呼ばれています。立川面は、市内の高台から見れば低地のようには見えますが、立川駅西方の多摩川低地に面する急な崖、谷保天神の社域にみられる崖、更に府中競馬場南方の急崖を境にして、多摩川低地にのぞんでおり、やはり高台の表面となっています。この高台は立川段丘と呼ばれ、立川面はその表面の平坦地に対して付けられた名称です。立川面は、青梅市付近から多摩川及び不老川に沿って、武蔵野台地の南北両縁に帯状に発達しています。

多摩川沿いの立川面と武蔵野面との境は急崖であり、国分寺崖線と呼ばれています。これは、本市内では西町五丁目（崖の高さは約5m）から、国立駅東方（約11m）、武蔵国分寺（約12m）、東元町一丁目と南町の境（約16m）へと続く崖であり、更に野川の東岸に沿って大田区丸子橋付近（約22m）まで続き、下流に行くほど崖の高さが大きくなっています。一方、西町五丁目から北西方向では、崖高は上流へ行くほど小さくなり、武蔵村山市中央（原山）付近では立川面と武蔵野面の高さがほとんど同じになります。このように、国分寺崖線の崖高が上流から下流へと大きくなるのは、立川面が武蔵野面よりも急傾斜であることに起因しています。市内東半部の高台には、いくつかの谷で刻まれ、急傾斜の立川面へと続いています。これらの谷は、下流部では高台より十数メートルも深い谷をなし、幅の狭い谷底低地となっていますが、上流に行くほど浅くなり、谷底も広がって、ついには谷底と台地面との区別がつきにくくなります。

以上のように、本市の地形は武蔵野台地に属する高台とそれを刻む谷及び武蔵野台地より一段と低いが高台の立川段丘でできており、野川に沿った谷底にのみ低湿な低地が発達しています。



出典:国分寺市地域防災計画(令和7年8月修正)

図1-3 武蔵野付近の地形区分と本市の位置

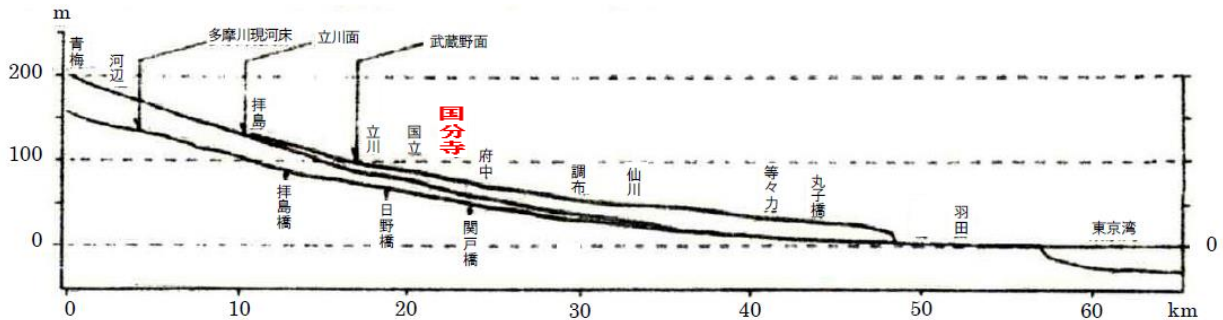
(3) 地盤

本市の大部分を占める2つの段丘面上（武蔵野面と立川面）の地域は、2次の堆積物のないローム質の洪積層地盤です。武蔵野面の地盤は、表上から下へ赤土（関東ロームと呼ばれる）、砂礫層（武蔵野礫層）、そして岩盤（連光寺互層と呼ばれる）から構成されています。立川面の地盤は表上から下へ立川ローム、立川礫層、連光寺互層の順で構成されています。

また、本市の大部分は、ローム層を主体とする洪積層台地上にありますが、野川の谷の部分には旧多摩川の本流の堆積によって出口を閉塞されて発達したと思われる軟弱な沖積層を含む地盤があります。しかし、本市の地盤は、自然状態で見ると大部分は良質の地盤で占められており、震災に対して決して弱いものではありません。

令和3年（2021年）に政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した表層地盤増幅率によると、国分寺市内で増幅率が1.4を超える地点（250mメッシュ）があり、実際の揺れやすさが市内で異なることに留意する必要があります。（※）

※表層地盤増幅率・・・地表から深さ30mまでの平均S波速度(AVS30)から算出される地盤増幅率（最大速度増幅率）。数値が高いほど揺れやすい。



出典：国分寺市地域防災計画（令和7年8月修正）

図1-4 多摩川に沿う武蔵野面・立川面の投影横断面図

(4) 気象

気象庁の府中観測所のデータによれば、令和6年の年間降水量は1,746.5mm、年平均気温は17.0℃です。また、同年の年間風速は、平均で1.7m/s、最大風速は10.2m/s（5月）です。同観測所における昭和52年から令和6年までの年ごとの平均値をみると、年間降水量は1,538.1mm、平均気温は15.2℃、平均風速は1.6m/sとなっています。

(5) 河川

本市を流れる野川は、多摩川の一次支川であり、東恋ヶ窪の株式会社日立製作所中央研究所敷地内の大池に源を発し、国分寺崖線の湧水を集めながら崖線下をほぼ南東に流れ、小金井市、三鷹市、調布市及び狛江市を経て、世田谷区二子玉川付近で多摩川に合流する流域面積69.6km²（仙川流域及び入間川流域を含む）流路延長20.2km²の一級河川です。野川の支川には仙川及び入間川があり、その他に清水川、逆川及び佐須用水等が流入しています。

2 社会的状況

(1) 人口

市の総人口は 129,500 人（令和 7 年 1 月 1 日現在、住民基本台帳）であり、長期的には増加傾向が続いていますが、「国分寺市人口ビジョン（第 3 版）」においては、令和 23 年以降は減少傾向に転じるとしています。

(2) 交通

①道路

市内の道路の総延長は、令和 6 年 4 月 1 日現在 240,922m であり（令和 6 年度国分寺市統計）、このうち市道は 223,377m となっています。市道において幅員 5.5m 未満の道路が 196,976m で、市道全体の約 8 割を占めています。また、市道総延長の約 6 割が未改良道路となっています。

②鉄道

鉄道は、市の中心部を J R 中央線が東西に貫通しており、西から順に西国分寺駅、国分寺駅の 2 つの駅があります。国分寺駅からは西武国分寺線及び多摩湖線が走っており、恋ヶ窪駅があります。東京都統計年鑑によると、令和 4 年度における乗車人員は J R 中央線 32 駅のうち、国分寺駅は新宿駅、東京駅、立川駅、中野駅、吉祥寺駅に次ぐ 6 番目となっており、西国分寺駅は 27 番目となっています。

第4節 計画の対象

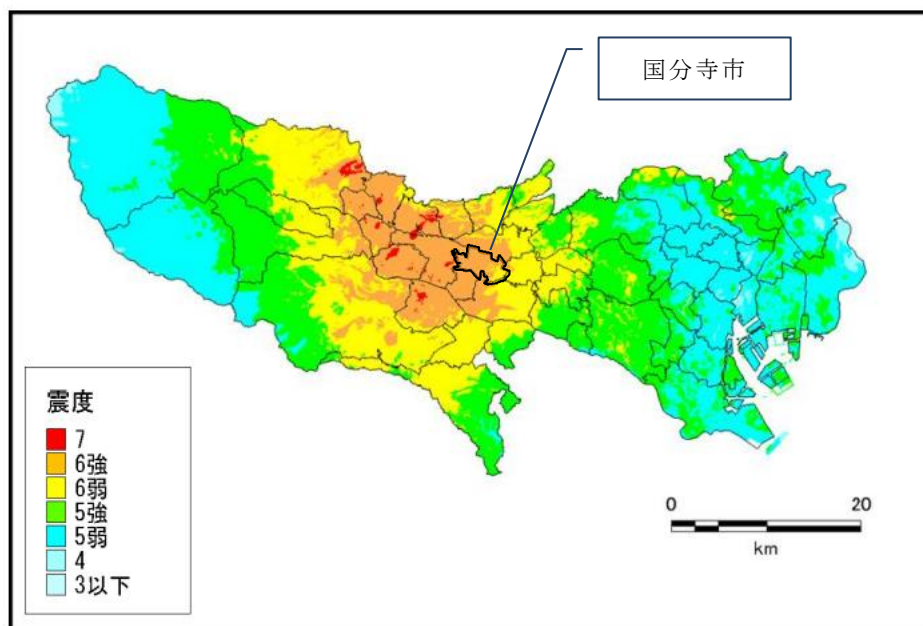
1 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び台風、豪雨等による風水害、その他自然災害とします。なお、災害廃棄物の発生量については、地域防災計画で前提条件となっている「立川断層帯地震」を想定する災害とし、地震発生に伴い生じる災害廃棄物について検討を行います。想定する条件は、表1-2に示すとおりです。

表1-2 想定する条件(冬の18時発生、風速8m/s)

項目	内容
想定地震	立川断層帯地震
震源	東京都多摩地域
規模	マグニチュード7.4
市内全壊棟数	869棟
市内半壊棟数	2,086棟
市内焼失棟数	2,627棟

出典:国分寺市地域防災計画(令和7年8月修正)



出典:首都直下地震等による東京の被害想定(東京都、令和4年5月)

図1-5 立川断層帯地震における震度予想図

2 対象とする廃棄物の種類

災害時に発生する廃棄物は、表1-3及び表1-4に示すとおりであり、災害廃棄物の他に通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや、仮設トイレ等のし尿を処理する必要があります。災害廃棄物には、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物があります。

なお、事業場において発生した廃棄物は、発災後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとしします。

3 想定される災害廃棄物の特徴

災害の種類により、発生する廃棄物はさまざまに変化します。表1-3に災害種類別の廃棄物の特徴と留意点を示します。

表1-3 災害種類別の廃棄物の特徴

災害の種類	災害廃棄物の特徴	留意点
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損壊家屋の解体時に災害廃棄物量が多くなり、長期にわたって排出される傾向にある。 ・ 片付けごみは、余震が落ち着いてから一斉に排出される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損壊家屋の解体に伴うごみは、個々の家屋等の解体時に順次排出される。
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏から秋を中心に発生する（梅雨時期の集中豪雨や台風時期）。 ・ 発災後、水が引き、片付けが始まると一斉に排出され、土砂が付着していることがある。 ・ 水に濡れ腐敗しやすく、悪臭や火災が発生するリスクが高い。 ・ 片付けごみ（水に浸かった家財類（布団、畳、ソファ等）を中心に、土砂に流木や草等が混じった混合廃棄物なども多くなる。 ・ 家具や家電等の家財が浸水等により廃棄物となったも 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水に浸かり搬出し難いため、被災場所の近隣に、混合状態で排出されることが多い。 ・ 廃棄物の性状としては、水分を含み重量が増したもの（例：畳、布団等）も排出される。 ・ 畳、布団等は腐敗することもあるので、これ以上水に濡れないように保管し、積込み、積降ろしに必要な作業員や重機などを多めに準備する。 ・ 水没した家電製品は、漏電の危険性が高いので、原則、災害廃棄物として排出する。 ・ 災害により宅地等に堆積した土砂や流木等については、要件を満たせば国土交通省所管の堆積土砂排除事業の活用が考えられる。




災害の種類	災害廃棄物の特徴	留意点
	<p>のが多く排出される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 家屋内を片付ける際などに、泥を土のう袋に入れて排出する場合がある。 	<p>なお、土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を案分した上で、災害等廃棄物処理事業と堆積土砂排除事業をそれぞれ補助申請する方法の活用も考えられる。</p>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂、流木等が発生し、災害廃棄物が土砂等と混合する。 家具や家電等の家財が浸水等により廃棄物となったものが多く排出される。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の性状としては、土砂や水分を含み重量が増したもの(例:畳、布団等)も排出される。 畳、布団等は腐敗することもあるので、これ以上水に濡れないように保管し、積込み、積降ろしに必要な作業員や重機などを多めに準備する。 がれき混じり土砂等については、バックホウのつかみ装置やスケルトンバケット、振動ふるい機や回転式ふるい機、手選別等により、自然物である土砂、流木等と、廃棄物であるがれき等に分別する。 災害により宅地等に堆積した土砂や流木等については、要件を満たせば国土交通省所管の堆積土砂排除事業の活用が考えられる。 <p>なお、土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を案分した上で、災害等廃棄物処理事業と堆積土砂排除事業をそれぞれ補助申請する方法の活用も考えられる。</p> 水没した家電製品は、漏電の危険性が高いため、原則、災害廃棄物として排出する。
竜巻	<ul style="list-style-type: none"> 屋根が吹き飛ばされたり、窓が割れたりすることにより、屋外にあるものや、屋内にあるものが散乱することで、災害廃棄物が発生する。 屋根が割れた家屋では、雨に濡れたりして、混合廃棄物となり散乱する。 発生場所が局地的であり、また、地震災害に比べて早い段階から災害廃棄物が排 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根が破壊され吹き飛ばされた際に、降雨が発生した場合、水害時に似た性状の廃棄物が発生する可能性がある。

災害の種類	災害廃棄物の特徴	留意点
	出される。	
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> 降灰により屋外にある電気・電子機器などの故障や火山灰の重みによる建物被害などが発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 火山灰と混合状態となった廃棄物については、バックホウのつかみ装置やスケルトンバケット、振動ふるい機や回転式ふるい機、手選別等により、自然物である火山灰と、廃棄物であるがれき等に分別する。

東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月改定)を基に作成

表1-4 対象とする廃棄物

区分	種類	内容	写真
災害廃棄物	①コンクリート系混合物	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等	
	②木質系混合物	柱、はり、壁材等の廃木材	
	③金属系混合物	鉄骨、鉄筋、アルミサッシ、廃家電、小型家電等	
	④可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック、畳、布団、腐敗性廃棄物等が混在した可燃系廃棄物	
	⑤不燃系混合物	分別することができない細やかなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス等が混在した不燃系廃棄物	
	⑥燃えがら	火災により焼失した建物の燃えた後に残る灰や燃えかすのようなもの	
	⑦土砂混じり廃棄物(土砂付着廃棄物・汚泥)	自然物である土砂と廃棄物であるがれき等が混合したもの	

区分	種類	内容	写真
	⑧その他 (有害廃棄物、 適正処理が困 難な廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿、PCB、フロン類等を含むもの、医薬品類、農薬等の有害廃棄物 ・蓄電池や消火器等の危険品 ・ピアノ、マットレス等の処理困難物 	
生活ごみ 在宅世帯及び避難所 から発生するごみ・ 資源物含む	・もやせるごみ	・生ごみ、衛生上焼却するもの等	
	・もやせないごみ	・金物、ガラス製品、電気製品等	
	・粗大ごみ	・家具類、布団等	
	・資源物	・資源プラスチック、ビン、カン等	
し尿		在宅世帯及び仮設トイレから発生するし尿及び浄化槽汚泥	

第5節 被害想定に基づく災害廃棄物発生量（推計）

1 災害廃棄物

(1) 地震災害

地域防災計画における被害想定となっている「立川断層帯地震」における被害想定に基づき災害廃棄物の発生量を試算すると、最大で約 50 万トンにも上ると推計されます。本計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めたものです。

〈地域防災計画が想定する首都直下型地震〉

○立川断層帯地震（M7.4） 冬 18 時、風速 8m/s

表1-5 立川断層帯地震における被害の様相

被害原因	ゆれ・液状化		火災による建物被害
	全壊	半壊	焼失
棟数(棟)	869	2,086	2,627

出典:国分寺市地域防災計画(令和7年8月修正)

表1-6 災害廃棄物の発生量

項目	ゆれ・液状化	火災による建物被害	合計
コンクリート系混合物(t)	103,265	157,482	260,747
木質系混合物(t)	32,576	6,733	39,309
金属系混合物(t)	1,703	12,001	13,705
可燃系混合物(t)	11,498	1,171	12,668
不燃系混合物(t)	63,875	—	63,875
燃えがら(t)	—	115,038	115,038
合計(t)	212,917	292,425	505,342

巻末資料 P47～49 により推計

※四捨五入の関係により、合計の数値が合わない場合があります。

表1-7 片付けごみの発生量

項目	ゆれ・液状化
コンクリート系混合物(t)	3,585
木質系混合物(t)	1,130
金属系混合物(t)	59
可燃系混合物(t)	399
不燃系混合物(t)	2,216
合計(t)	7,388

巻末資料 P47～49 により推計

※四捨五入の関係により、合計の数値が合わない場合があります。

(2) 水害

「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」が氾濫すると、浸水予想区域図の浸水エリアを中心に、市内でも被害を受ける可能性があります（参考：図1-6 野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（改定））。

大規模な水害のほかに、支川の氾濫、内水による氾濫等が発生した場合には、浸水予測区域図に指定されていない区域においても浸水が発生し得るので、市は対策を進めておくことが重要です。

なお、発生量推計値は、今後の国や都の動向を踏まえ推計を検討していきます。



出典：東京都下水道局ホームページ

図1-6 野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（改定）

2 廃家電

本市のような大都市災害の特徴として、廃家電の大量発生・大量仮置きが想定されます。廃家電は、災害廃棄物の金属系混合物に含まれますが、個別に仮置きスペースを確保する必要があることから特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）対象品目を対象に発生量（台数）を予測します。

推計式

各品目の発生量（台数）＝被害棟数（全壊＋半壊／2）×市区町村別の1棟当たり世帯数×1世帯当たりの品目ごとの所有数

表1-8 災害時に発生する廃家電推計台数

項目	数量	単位	計算式	
総建物数の内、住宅数の割合	92.39	%	31,152 棟/33,719 棟 × 100	
住宅1棟当たりの世帯数	2.15	世帯/棟	67,040 世帯/31,152 棟	
想定災害による被害棟数 (全壊+半壊/2)	1,912	棟	全壊 869 棟 + (半壊 2,086 棟/2)	
被害棟数の内、住宅数	1,766	棟	1,912 棟 × 92.39%	
被害住宅建物に居住する 世帯数	3,797	世帯	1,766 棟 × 2.15 世帯	
対象 家電 4品 目 サイ クル 法	廃冷蔵庫数	3,736	台	3,797 世帯 × (984 台/1,000 世帯)
	廃洗濯機数	3,729		3,797 世帯 × (982 台/1,000 世帯)
	廃エアコン数	11,213		3,797 世帯 × (2,953 台/1,000 世帯)
	廃テレビ数	7,089		3,797 世帯 × (1,867 台/1,000 世帯)

巻末資料 P49～50 により推計

3 生活ごみ

生活ごみのもやせるごみ、もやせないごみ及び粗大ごみについては、阪神・淡路大震災時の神戸市におけるごみの発生状況の増減を参考に、平時の収集実績に基づくごみ発生量に増加率を乗じることで推計します。

廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の稼働状況等により排出制限する場合があります。

推計式

生活ごみ発生量 = 平時の発生量（収集実績に基づく） × 増加率

表1-9 災害時の生活ごみ発生量推計値(t/年)

生活ごみの種類	平時の発生量 ^{※1}	災害時の発生量推計値
もやせるごみ	12,174	11,590
もやせないごみ	1,498	2,586
粗大ごみ	939	1,621

巻末資料 P50～51 により推計
^{※1} 令和6年度実績値

4 避難所ごみ

避難所ごみについては、「都計画」で示された発生量の推計式に基づき推計します。

推計式

避難所ごみ発生量 = 避難者数 × 発生原単位（g/人・日）
 （粗大ごみ以外の生活系ごみの収集実績^{※2}に基づく）

^{※2} 一般廃棄物処理実態調査における生活系ごみ搬入量の「収集量」と「直接搬入量」の合計

出典：東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月改定)

避難所ごみ発生量 = 16,228 人 × (23,456t/129,548 人/365 日) = 8.05 t/日
 令和6年度の各ごみ実績値の比率で按分し、各ごみ発生量を試算します。結果は表1-10のとおりです。

表1-10 避難所ごみ発生量試算結果

避難所ごみ発生量 (t/日)				避難者数 (人)
もやせるごみ	もやせないごみ	資源物	その他のごみ	
4.18	0.51	3.34	0.01	16,228
8.05				

巻末資料 P51 により推計

5 仮設トイレ等し尿

指針の技術資料に示された推計式を用い、立川断層帯地震発災時のし尿収集必要量及び、仮設トイレの必要基数を推計します。

地域防災計画では、立川断層帯地震時の避難生活者数は16,228人と想定しており、し尿収集必要量は1日当たり49,933ℓ、仮設トイレの必要基数は374基が算出されます。以下に、推計に用いた推計式及び各パラメータを示します。

表1-11 し尿収集必要量

項目	単位	設定値	項目	単位	推計値
総人口	人	129,548	1人1日平均排出量	ℓ/人・日	1.70
水洗化人口	人	129,476	断水による 仮設トイレ必要人数	人	13,081
上水道支障率	%	23.1%	仮設トイレ必要人数	人	29,309
汲取人口	人	72	災害時における し尿収集必要人数	人	29,372
避難者数	人	16,228	仮設トイレ必要基数	基	374
非水洗化区域 し尿収集人口	人	63	し尿収集必要量	ℓ/日	49,933

巻末資料 P51～52 により推計

第6節 市民・事業者・市・一部事務組合の役割

市民、事業者、市、一部事務組合における、各主体の役割分担に関する基本的な考え方を以下に示します。

1 市民の役割

市民は、廃棄物の排出者であり、かつ、被災者でもあります。まずは、自らの生命と安全な生活とを確保することが第一です。一方で、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理のためには、廃棄物の排出段階での分別の徹底など、早期の復旧・復興に向けて、一定の役割を果たす必要があります。そのため、平時から自宅内にある使用する意思のない家電製品や粗大ごみといった退蔵品等の処分を実施するとともに、災害廃棄物への理解を深めるために、行政が発信する広報紙等の確認・保管に努めます。

2 事業者の役割

事業者は、事業場から排出される廃棄物の処理を行うとともに、都及び本市が実施する災害廃棄物処理に協力する必要があります。平時において、事業所内にある使用予定のない機器類や粗大ごみの処分を実施し、災害廃棄物の発生抑制に努めます。有害廃棄物を扱う事業者は、厳正な管理、保管を行い、各種法令に基づいた対応をします。

また、廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、都及び本市が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見及び能力を生かした役割を果たす必要があります。

3 市の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、市が包括的な処理責任を負っています。市が一部事務組合を構成している場合は、平時より一部事務組合との間で災害廃棄物を合同で処理するために、発災時、自区内で発生した災害廃棄物について、一部事務組合と連携を図りながら、市が管理するごみ処理施設や民間の処理施設を活用し、主体的に災害廃棄物処理を行うものとします。

また、各市区町村が自区内で発生した廃棄物を単独で処理しきれない場合など、必要に応じて、地域が一体となって災害廃棄物処理を実施します。

4 一部事務組合の役割

一部事務組合は、家庭ごみの性状と同様の片付けごみや、あらかじめ構成市と受入条件（種類・性状(前処理)を含む。）の取決めをした廃棄物等について、災害時においても、構成市と連携を図りながら、災害廃棄物の処理を実施します。

第7節 災害廃棄物対策の基本的な考え方

1 実施主体

市は、一般廃棄物についての処理責任を有しており、地域に存在する資機材、人材、処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、自区内において災害廃棄物処理に努めます。本市は、平時の廃棄物処理において一部事務組合を構成しているため、災害時においても一部事務組合と連携して災害廃棄物処理に努めます。自区内での処理が困難と判断される場合は、他市区町村等の施設での処理に向けた調整を都に要請します。

2 基本方針

災害廃棄物の処理を進めるに当たって、法令を遵守することはもちろんですが、被災者となる市民の目線に立った処理の在り方を考えなくてはなりません。そこで、本計画では生活環境を保全する「安全で安心できる処理」、都市機能を取り戻す「復旧、復興に資する処理」、災害を克服した後も「持続性を確保できる処理」の実現を重視します。この考え方に即して処理を推進していく立場においては、次の7つを基本方針として踏まえ、具体的な取組を進めていきます。

(1) 計画的な対応・処理

災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を適宜把握した上で、計画的に処理を推進します。

(2) リサイクルの推進

膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別と選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図ります。再資源化したものは復興資材として有効活用します。

(3) 迅速な対応・処理

早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。

(4) 環境に配慮した処理

混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。

(5) 衛生的な処理

悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図ります。また、感染症対策を徹底した災害廃棄物の収集・運搬・処理に努めます。

(6) 安全の確保

住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底します。

(7) 経済性に配慮した処理

公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択します。

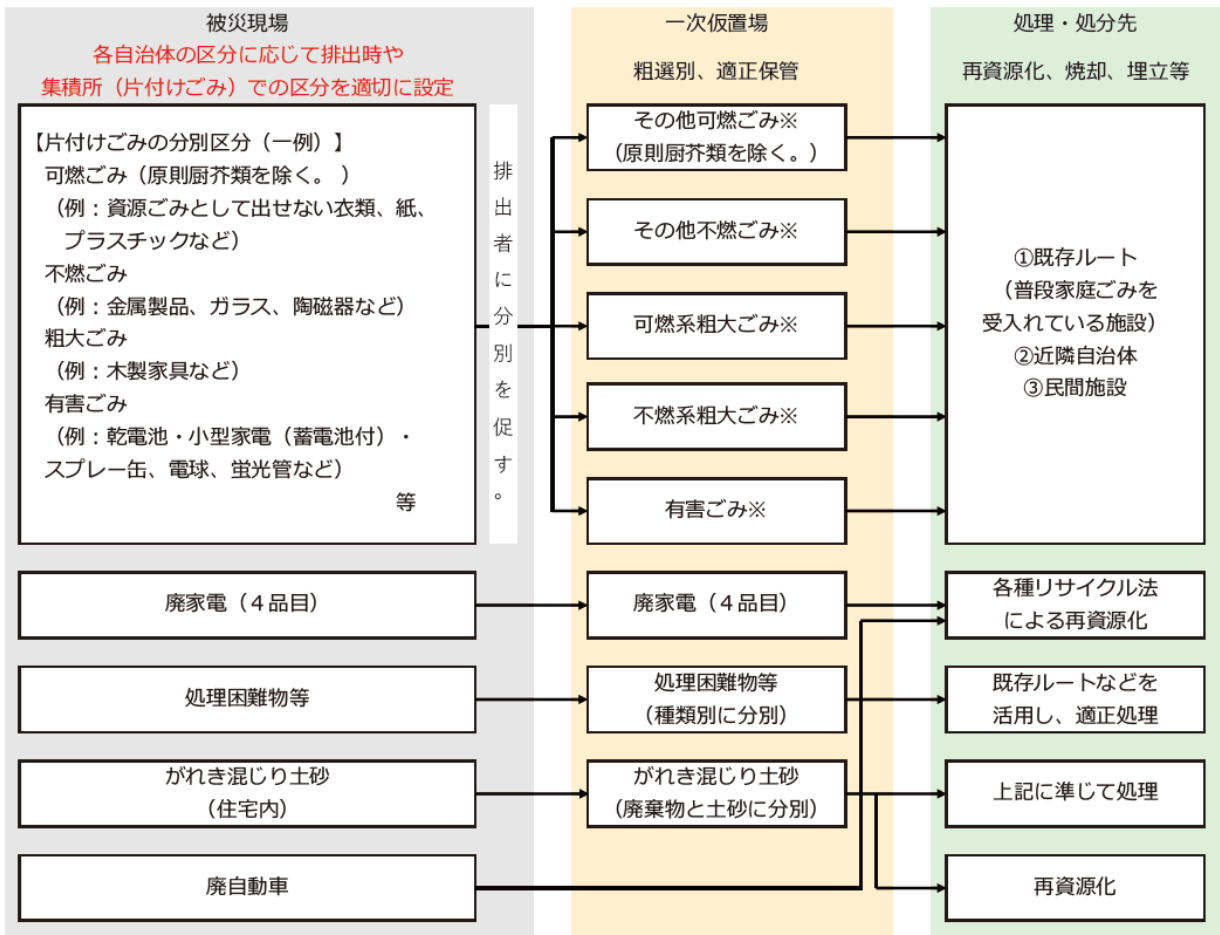
第8節 災害廃棄物処理の流れ

1 災害廃棄物処理フロー

損壊家屋からの片付けごみ及び解体廃棄物等は、一次仮置場における選別、二次仮置場における中間処理を徹底し、災害時においても可能な限り再資源化を推進するとともに、埋立処分量を低減します。

片付けごみ、解体廃棄物等の処理フローについては、本市の地域特性等に応じて、適切な処理フローを整理します（本計画では一例を提示）。

(1) 片付けごみ



出典: 東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月改定)

図1-7 片づけごみの処理フロー例

<留意事項>

- 風水害等においては、地震災害に比べて比較的早い段階で片付けごみの排出が始まり、路上、公園等に集積される可能性が高いため、平時の既存ルートで速やかに処理できるよう、処理体制等を構築し対応する。
- 被災した家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の家電リサイクル法の対象品目）は、可能な限り分別を行い、家電リサイクル法に基づく再資源化を徹底する。
- 処理困難物等は、適正に保管し、確実な処理を行う（処理困難物等（廃畳など）については、巻末資料を参照）。
- がれき混じり土砂については、分別した上で、廃棄物と土砂に分けて処理する。また、被災現場及び仮置場搬入時に分別を徹底し、混合廃棄物となるものの量を減らす。
- 被災自動車については、自動車リサイクル法にのっとり処理を行うため、撤去・移動し、所有者又は引取業者（自動車販売業者等）へ引き渡す。
- 地域集積所は、開設後すぐに片付けごみで埋まり、積み上げられるなどして、生活環境の保全上の支障が生じやすいことから、迅速に一次仮置場や直接処理処分先に運搬する必要がある。
- 可燃系や不燃系の片付けごみなど既存ルートで処理が可能な種類の災害廃棄物は、被災現場から、直接、処理・処分先への搬入も可能となるように検討する。
- 被災現場から仮置場への搬入に当たって戸別収集や一時的な集積を行う場合は、排出秩序（地域特性を考慮しながら分別区分や集積・回収時間の設定、集積場所の夜間使用禁止等）や収集運搬体制を考慮する。
- 処理が終了しない廃棄物や一次仮置場を閉鎖した後の廃棄物などは、二次仮置場に移行する。

（２）生活ごみ・避難所ごみ等

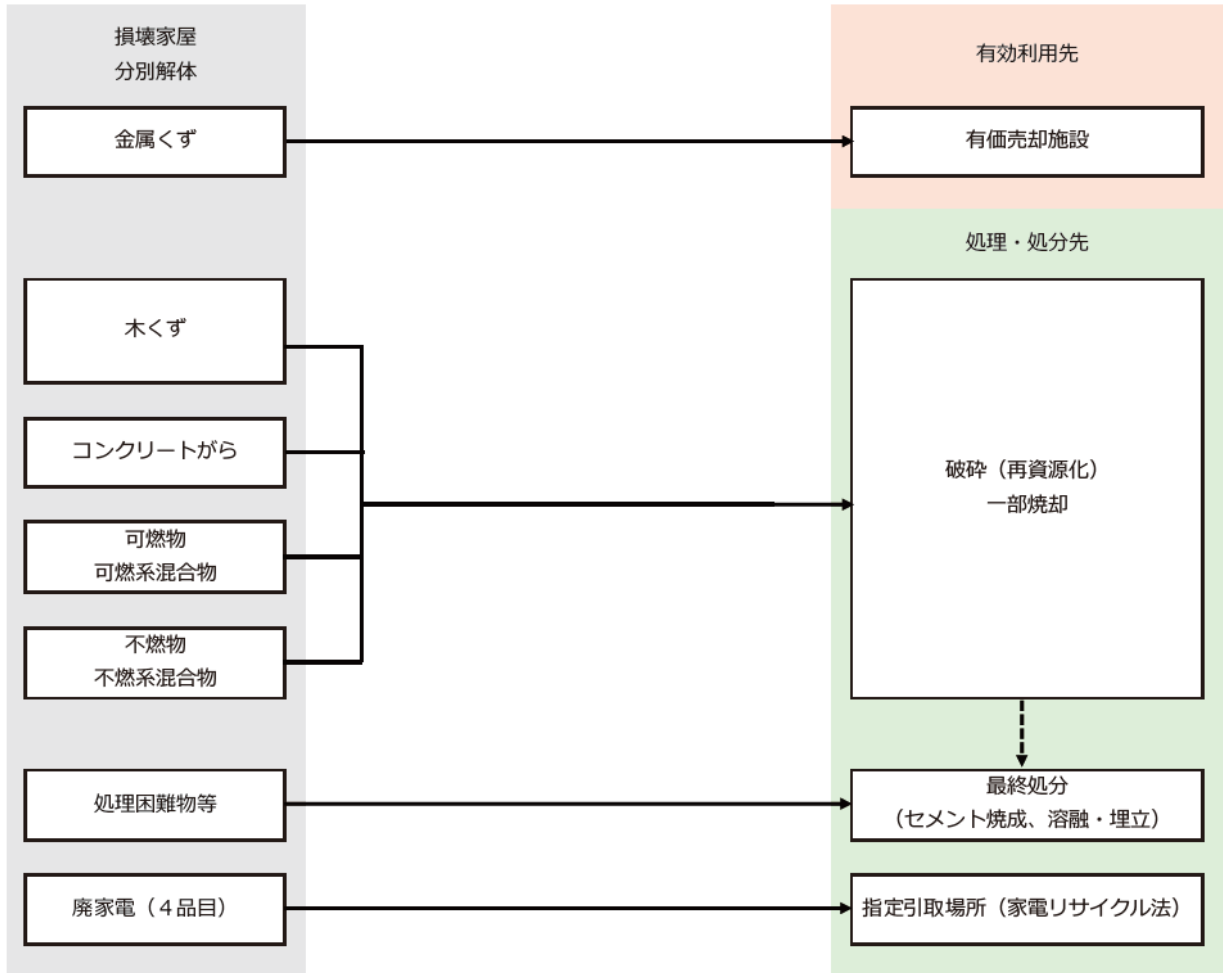
市は、平時と同様に生活ごみを収集し、平時にごみ処理を行う焼却施設等へ運搬して処理を行うとともに、避難所ごみについても同様の対応を行います。仮設トイレを設置する場合にはし尿のくみ取り・処理等が必要となります。

なお、断水等による携帯トイレ・簡易トイレの使用が見込まれることから、これら使用済みの携帯トイレ等の収集運搬・処理等は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の観点から速やかに実施する必要があります。

(3) 解体廃棄物等

解体廃棄物は、できる限り直接処理・処分先へ排出することを原則とします。
また、効率的な収集運搬のために、被災現場やその近傍に積替え保管場を設置することもあります。

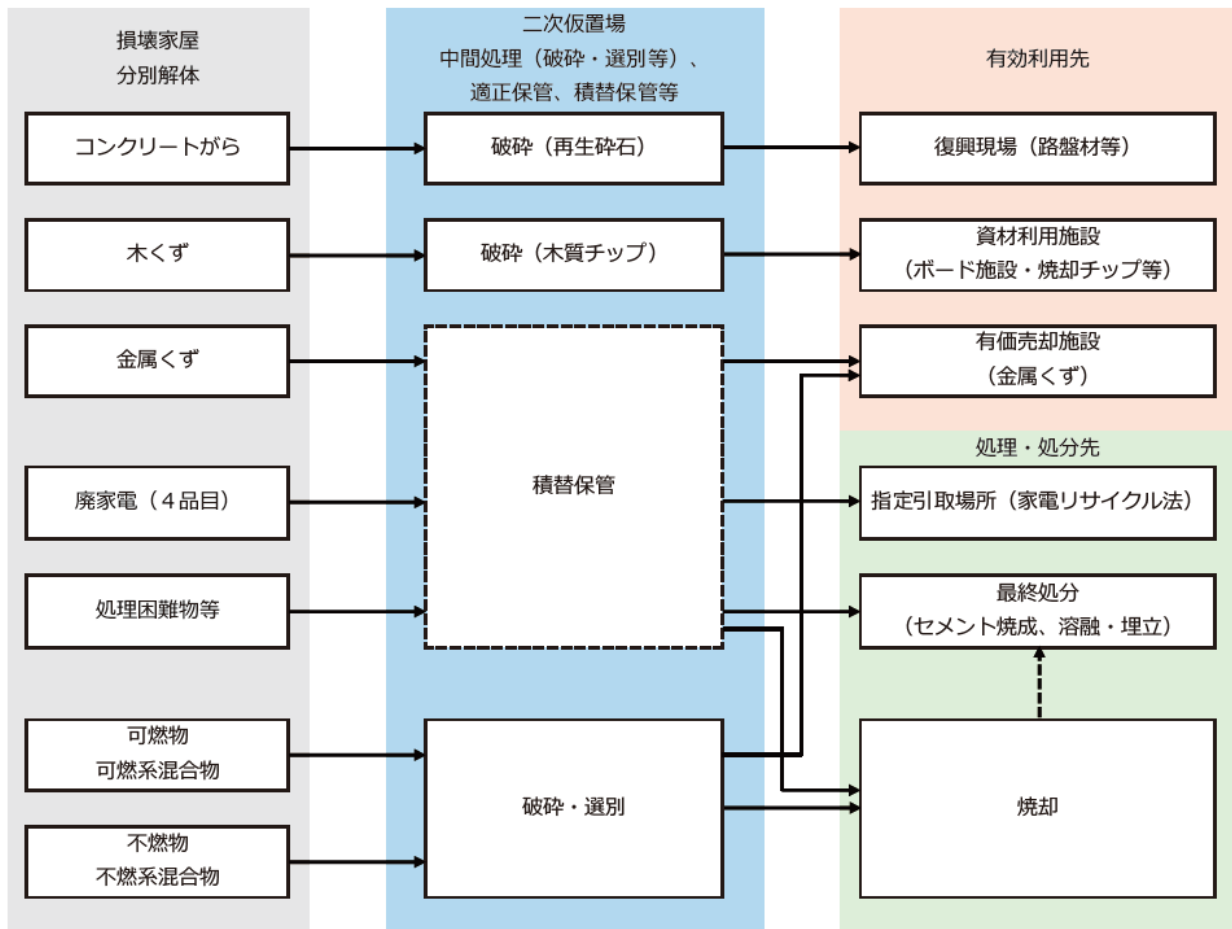
【直接被災現場から排出する場合】



出典:東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月改定)

図1-8 解体廃棄物等（一部片付けごみを含む。）の処理フロー例
（直接被災現場から排出する場合）

【二次仮置場等を経由する場合】



出典:東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月改定)

図1-9 解体廃棄物等(一部片付けごみを含む。)の処理フロー例
(二次仮置場等を経由する場合)

<留意事項>

- 焼失した建築物からは、石綿含有廃棄物など再資源化が困難な災害廃棄物の発生が想定されるため、別途保管して処理するなどの留意が必要である。
- 既に所有者等によって全壊家屋等の撤去を行った場合の費用償還に関する手続(自費解体)を活用した迅速な処理も検討する。

2 処理体制及び処理可能量の推計

(1) 処理施設の概要

本市に係る処理施設の概要は、以下のとおりです。

表1-12 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設

区 分	内 容
所 在 地	東京都日野市石田一丁目 210 番地の2
建設面積・延床面積	約 5,180 m ² ・約 14,920 m ²
建 設 年 月	着工:平成 29 年 11 月 竣工:令和2年3月
処 理 方 法	全連続燃焼式(ストーカ炉)
処 理 能 力	114t/日×2基
処 理 対 象	もやせるごみ
備 考	可燃ごみ処理施設の設置・運営等を共同で行うため、日野市、国分寺市、小金井市の3市で組織された浅川清流環境組合にて運営

表1-13 清掃センター

区 分	内 容
所 在 地	東京都国分寺市西恋ヶ窪四丁目9番地8
敷 地 面 積	11,310 m ²
建設面積・延床面積	2,454 m ² (工場棟)・5,605 m ²
建 設 年 月	着工:昭和 58 年7月 竣工:昭和 60 年 10 月
処 理 方 法	破碎処理施設:剪断式
処 理 能 力	破碎処理施設:30t/5H×1基
処 理 対 象	もやせないごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみ

* (仮称)リサイクルセンター施設整備のため令和8年度解体(予定)

表1-14 清掃センター仮設処理施設(積替え保管)

区 分	内 容
所 在 地	東京都国分寺市西恋ヶ窪四丁目9番地8
処 理 能 力	破碎処理 4.8t/5H×1基
処 理 対 象	もやせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、ビン

* 令和8年度から令和 13 年度まで稼働(予定)

表1-15 し尿希釈施設(湖南衛生組合)

区 分	内 容
所 在 地	東京都武蔵村山市大南5丁目1番地
敷 地 面 積	12,752.47 m ²
処 理 能 力	7.0kl/日
処 理 対 象	し尿及び浄化槽汚泥
備 考	し尿処理施設の設置・運営を共同で行うため、立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市の7市で組織された湖南衛生組合にて運営

(2) 処理可能量の推計

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設については、令和2年度より本格稼働を開始した処理施設であり、災害時に避難施設となる病院や学校等と同等の耐震性を有し、電力が供給されない場合においても自家発電により施設内の電力が賄える構造となっていることから、年間稼働率には影響を及ぼさないものとして、処理可能量を推計(表1-16)しました。清掃センター、し尿希釈施設(湖南衛生組合)については、一定の供用年数が経過していることから、処理施設に支障が生じるものと予測し、都計画を参考に年間稼働率を設定し、処理可能量を推計(表1-17から表1-19)しました。

表1-16 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設処理可能量推計

年間処理量(t/年)	57,090(令和6年度実績)	
稼働年数(年)	5	
日処理能力(t/日)	228 (114t/日×2炉)	
年間処理能力(t/年)	65,720 日平均処理量(65,720t/年÷365日) ÷実稼働率(0.822:年間稼働日数300日/年)÷調整稼働率(0.96)	
余力(t/年)	8,630 (=65,720t/年-57,090t/年)	
上震 度 6 強 以	地震発生時の支障期間	なし
	被災年の年間稼働率	100%
	被災年の災害廃棄物処理可能量(t/年)	8,630
	被災後2年間の災害廃棄物処理可能量(t)	17,260

巻末資料 P56～57 により推計

表1-17 清掃センター(破碎処理施設)処理可能量推計

年間処理量(t/年)	2,956(令和6年度実績)
稼働年数(年)	40
日処理能力(t/日)	30
年間処理能力(t/年)	8,070 (=30t/日×269日)

余力(t/年)		5,114 (=8,070t/年-2,956t/年)
震度6強以上	地震発生時の支障期間	4か月
	被災年の年間稼働率	79%
	被災年の災害廃棄物処理可能量(t/年)	3,419.3 (=30t/日×269日×79%-2,956t/年)
	被災後2年間の災害廃棄物処理可能量(t)	8,533.3 (=3,419.3t/年+5,114t/年)

巻末資料 P56～57 により推計

※破砕処理設備の処理可能量推計であり、処理対象については、被災状況による優先順位や再資源化方法等を示す中間処理の方針に基づき処理を進めます。

表1-18 清掃センター仮設処理施設(積替え保管)処理可能量推計

年間処理量(t/年)		457.3 (=1.7t/日×269日)
稼働年数(年)		—
日処理能力(t/日)		4.8
年間処理能力(t/年)		1,291.2 (=4.8t/日×269日)
余力(t/年)		833.9 (1,291.2t/年-457.3t/年)
震度6強以上	地震発生時の支障期間	4か月
	被災年の年間稼働率	79%
	被災年の災害廃棄物処理可能量(t/年)	562.7 (=4.8t/日×269日×79%-457.3t/年)
	被災後2年間の災害廃棄物処理可能量(t)	1,396.6 (=562.7t/年+833.9t/年)

* 令和8年度から令和13年度まで稼働(予定)

巻末資料 P56～57 により推計

表1-19 し尿希釈施設(湖南衛生組合)処理可能量推計

年間処理量(kℓ/年)		1,206.6(令和6年度実績)
稼働年数(年)		9
日処理能力(kℓ/日)		7
希釈能力(kℓ/年)		1,708 (=7kℓ/日×244日)
余力(kℓ/年)		501.4 (=1,708kℓ/年-1,206.6kℓ/年)
震度6強以上	地震発生時の支障期間	4か月
	被災年の年間稼働率	79%
	被災年の希釈可能量(kℓ/年)	142.72(7kℓ/日×244日×79%-1,206.6kℓ/年)
	被災後2年間の希釈可能量(kℓ)	644.12(142.72kℓ/年+501.4kℓ/年)

巻末資料 P56～57 により推計

第9節 災害廃棄物処理の進め方

本計画では、表1-20に示すとおり、発災後の時期区分を初動期、応急対応期、復旧・復興期に区分し、それぞれの時期に取り組むべき主な事項を取りまとめます。

なお、災害廃棄物の処理は、都計画での市区町村の処理方針に定める、発災後3年以内に処理を完了することを目標とします。

表1-20 発災後の時期区分と取り組むべき主な事

時期区分	時間の目安	取組事項
初動期	発災から1時間後	・庁内体制の整備
	発災後1時間から24時間	・ごみ収集、集積計画の策定 ・し尿処理計画の策定
	発災後24時間から72時間	・ごみ・がれき地域集積所、仮置場の確保 ・がれき処理計画策定
	発災後約1週間	・自区内における関係主体との連携 ・都外自治体との連携 ・関係機関との連携 ・地域集積所の設置 ・生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理実施 ・仮置場の設置・運営 ・自区内における被災状況の集約 ・災害廃棄物の発生量、処理量、処理可能量(暫定値)の算定 ・市民・ボランティアへの広報 ・緊急的に実施する道路啓開や救助捜索活動に伴い撤去する必要のある建物等の損壊物の対応 ・環境モニタリングの実施 ・廃棄物処理施設の点検 ・受援体制の整備
	発災から約1か月	・公費解体の受付に向けた準備 ・処理の進行管理 ・災害廃棄物の基本方針の策定 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・一次仮置場の運営
応急対応期	発災から6か月	・自区内における被災状況の集約 ・災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し ・市民・ボランティアへの広報 ・公費解体の受付、解体工事 ・建物損壊に伴う廃棄物の処理 ・環境モニタリングの実施 ・処理の進行管理 ・国庫補助金対応 ・一次仮置場の運営
復旧・復興期	発災から3年程度	・自区内における被災状況の集約 ・災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し ・市民・ボランティアへの広報 ・公費解体 ・建物損壊に伴う廃棄物の処理 ・一次仮置場の運営 ・環境モニタリングの実施 ・処理の進行管理 ・国庫補助金対応 ・災害廃棄物処理実行計画の見直し ・復興資材の有効活用

第2章 災害廃棄物対策

第1節 平時の備え

1 組織体制の検討

発災後、市と都が緊密に連携し、災害廃棄物処理を実行していくために、同一の機能を持った組織体制を作り、各担当が共通認識のもとで、災害廃棄物の適正な処理の実行を目指します。

災害廃棄物処理体制のイメージは図2-1のとおりとします。

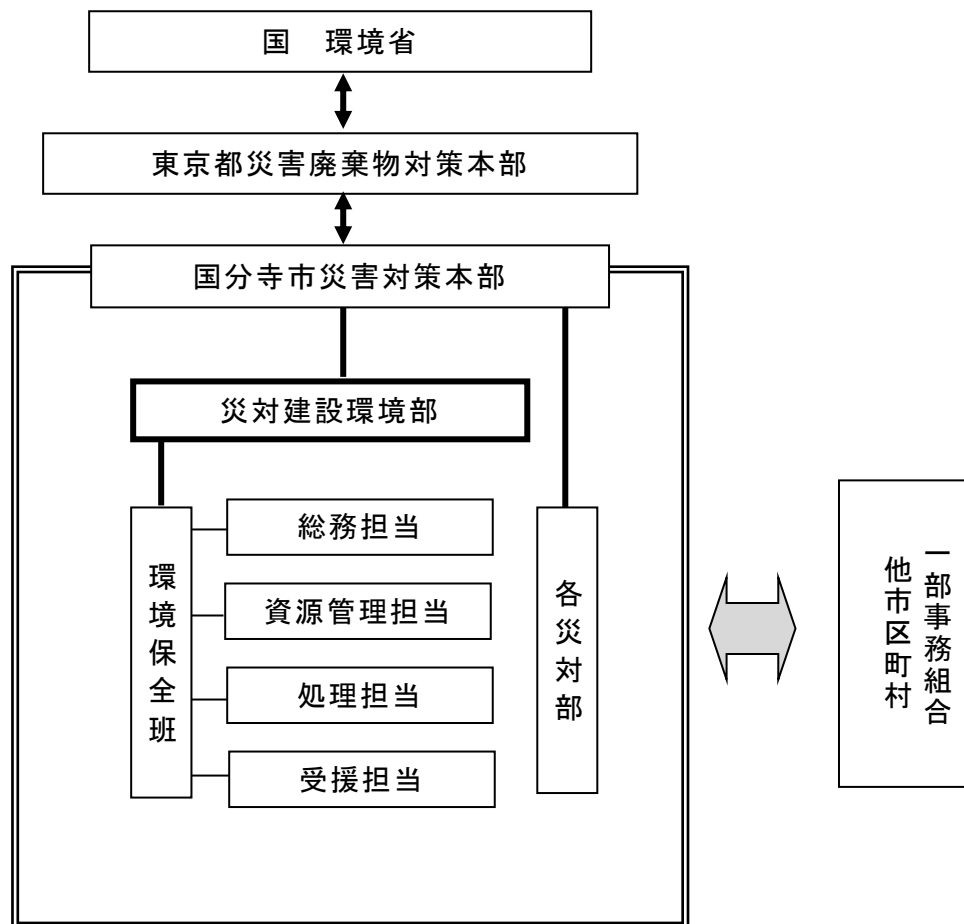


図2-1 災害廃棄物対策における内部組織体制(イメージ図)

表2-1 環境保全班での担当ごとの業務内容

担当	業務区分	業務内容
総務担当	総合調整	全体の進行管理
		指揮命令、統括、調整会議の運営管理
		市災対本部、各係、担当との連絡調整
		職員の安否・参集状況の集約、人員配置
		災害廃棄物対策関連情報の集約
		災害廃棄物発生量の把握、要処理量の推計
		収集運搬車両、施設処理能力の算定
		災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し
	財務	予算管理(要求、執行)
		業務の発注状況の管理
		国庫補助金のための災害報告書の作成
	渉外	他行政機関(国、都、他市区町村等)との連絡調整、協議、支援要請
	広報	市民・ボランティア等への広報
		市民等からの問い合わせ対応
許認可	廃棄物処理業の許可、指導	
資源管理担当	仮置場	必要箇所・面積の算定、確保
		運営管理、撤去
		仮置場の環境モニタリング
	施設	処理施設の被災情報の把握
		処理施設の復旧
		代替処理施設の確保
処理担当	処理・処分(ごみ・資源物)	ごみ収集運搬の管理
		処理に関する進行管理
	処理・処分(し尿)	し尿収集運搬の管理
	環境・指導	処理困難物、有害廃棄物処理の指導
		不法投棄、不適正排出防止
受援担当	受入	支援の受入管理、受援内容の記録
	配置	受入れた支援の配置先管理

2 情報収集・連絡体制

災害廃棄物処理にあたって市が収集すべき情報を事前に把握し、関係機関との情報連絡体制を構築します。発災時は通常連絡手段が利用できない場合を想定し、複数の通信手段(電話、FAX、メール、携帯電話、防災行政無線、衛星電話等)を確保します。

3 協力・支援体制

(1) 広域連携体制の構築

大規模災害時は、広域かつ甚大な被害の発生が予測されるため、国や都道府県・市区町村間における広域体制が重要になります。

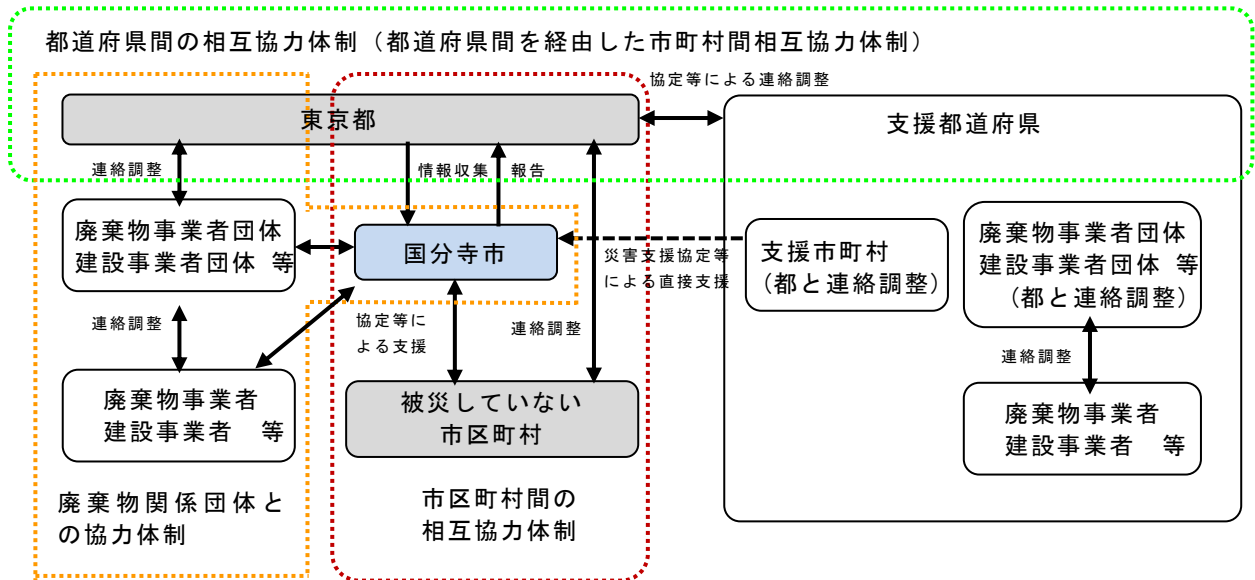


図2-2 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

(2) 都との連携

平時から都と密に情報交換を行い、災害廃棄物処理に対する共通認識を深めていきます。また、本計画が機能的なものとなるよう、今後計画の見直しを行う際には情報共有等を行います。

なお、本市は都と以下の協定及び覚書を締結しています。

表2-2 都との協定

協定の名称	締結先	協定の内容	地域防災計画における担当班
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局 流域下水道本部	し尿の搬入及び受入れ	環境保全班
東京都及び市区町村相互間の災害時等協力協定書	東京都 23 区、26 市、13 町村	災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援等	全般

(3) 他市町村との連携

発災時の処理体制強化に向け、他市町村との連携体制の強化を図っていきます。

なお、本市は他自治体との相互協力が円滑に行われるよう、以下の市町村と協定を締結しています。

表2-3 他自治体との協定

協定の名称	締結先	協定の内容	地域防災計画における担当班
震災時等の相互応援に関する協定	東京都 26 市3町1村	応急復旧時等に必要な資機材及び物資の提供等	本部班
姉妹都市災害相互応援協定	新潟県佐渡市	応急復旧時等に必要な役務及び物資の提供等	本部班
災害時相互応援に関する協定書	宮城県多賀城市	応急復旧時等に必要な資機材及び物資の提供等	本部班
災害時相互応援に関する協定書	福岡県太宰府市	応急復旧時等に必要な資機材及び物資の提供等	本部班
災害時相互応援に関する協定書	長野県飯山市	応急復旧時等に必要な資機材及び物資の提供等	本部班
災害時相互応援に関する協定	奈良県奈良市	応急復旧時等に必要な資機材及び物資の提供等	本部班
中越大震災ネットワークおぢやに関する規約	中越大震災ネットワークおぢや協議会	応急復旧時等に必要な資機材及び物資の提供等	本部班
災害時相互応援に関する協定	富山県魚津市	救援物資、資機材その他の提供、職員の派遣	本部班

(4) 民間事業者との連携

災害時に発生するがれき等は産業廃棄物に類似した廃棄物の発生量が多いことが想定されることから、処理方法に精通した民間の建設業者や廃棄物処理業者も含めた連携体制を構築していきます。

また、災害時には公共下水道が使用できなくなることを想定し、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行っていますが、処理体制の強化のため、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等との連携体制を構築していきます。

なお、本市は以下の民間事業者と協定を締結しています。

表2-4 民間事業者との協定

協定の名称	締結先	協定の内容	地域防災計画における担当班
災害時における応急対策活動に関する協定書	国分寺建設業協会	建設資機材・労力提供	道路河川班
災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書	株式会社サン・エクスプレス 環衛サービス株式会社 国分寺支店 株式会社大東建興 国分寺支店 松浦商事株式会社	災害廃棄物及び生活ごみ等の収集・運搬	環境保全班

協定の名称	締結先	協定の内容	地域防災計画における担当班
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	高杉商事株式会社	避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集・運搬	環境保全班
災害時における応援対策活動に関する協定書	国分寺市建築組合	倒壊家屋からの救助・建設資機材・労力提供	道路河川班
災害時における応急対策活動に関する協定書	東京土建一般労働組合小金井国分寺支部	応急復旧、給水に必要な職員の派遣及び資機材、車両の提供	道路河川班
災害時における廃棄物及びし尿の収集並びに運搬に関する協定	国分寺環境事業協会	災害時における生活ごみや災害ごみ・し尿の収集運搬	環境保全班
災害時における廃棄物の処理及び処分等の協力に関する協定(予定)	一般社団法人東京都産業資源循環協会	資機材・労力提供、災害廃棄物の収集・運搬、処理及び処分	環境保全班

4 処理体制の整備

(1) 浅川清流環境組合等との連携

平時より浅川清流環境組合及び組合構成市間で情報交換を行い、発災時の焼却処理体制強化に向け連携を図ります。こうしたことから連携方法を確認するため浅川清流環境組合及び構成市で災害廃棄物合同処理マニュアルを策定します。

(2) 清掃センター・し尿希釈施設（湖南衛生組合）の処理体制

処理施設の被災による影響を防ぐため、各種設備点検結果、日々の稼働による劣化状況等を把握し、稼働停止となりうる要因を予知し、施設運転委託事業者や機器設備のプラントメーカー等を含め、発災時に迅速な行動がとれるよう備えます。

既存の清掃センターは、老朽化が進んでいるため、最新の技術動向を考慮し、資源化率の向上につながる（仮称）リサイクルセンターの整備を進めます。（仮称）リサイクルセンターは、発災時に災害廃棄物及び生活ごみの処理施設であることから、処理機能を維持できる強靱性を確保した構造とします。

し尿処理については、平時はし尿希釈施設（湖南衛生組合）で処理しているが、災害時には発生量が平時より大幅に増加することが推計されているため、「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき、発災時に速やかな体制が整うよう連携強化を図ります。

5 仮置場の検討

当市におけるこれまでの災害支援等の実績を踏まえ、災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合、処理施設に搬入できない廃棄物の保管等を一時的に行う場所として、早急に一次仮置場を設置する必要があります。

なお、被災した家屋等から出る災害廃棄物を一時的に集積する、自治会・町内会やマンション管理組合等により、被災現場の近傍に片付けごみ等の排出場所（公園等）として「地域集積所」を設置します。

また、必要に応じて、損壊家屋の公費解体を開始するまでに、中間処理に必要な機材を設置し、災害廃棄物の減容化及び再資源化のための処理を行う「二次仮置場」を整備し、処理を開始します。

なお、市内ではオープンスペースが限られていることから、搬入から搬出までのプロセスの効率化を図ります。

表2-5 地域集積所及び仮置場の概要

種別	役割
地域集積所	被災した家屋等から出る災害廃棄物を一時的に集積する場所。 被災した市民が持ち込めるように被災現場やその近傍で設置する場所や、自治会・町内会やマンション管理組合等が設置し、短期的に管理・運営するものであって、分別、飛散防止等がされ、市が把握している場所
一次仮置場	生活環境を保全する上で、主に、被災現場から片付けごみを搬出する先で、一時的に、廃棄物を保管する場所
二次仮置場	主に、解体廃棄物の再資源化等、適正な中間処理（破碎・選別等）を行うために整備される場所

東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月改定)を基に作成

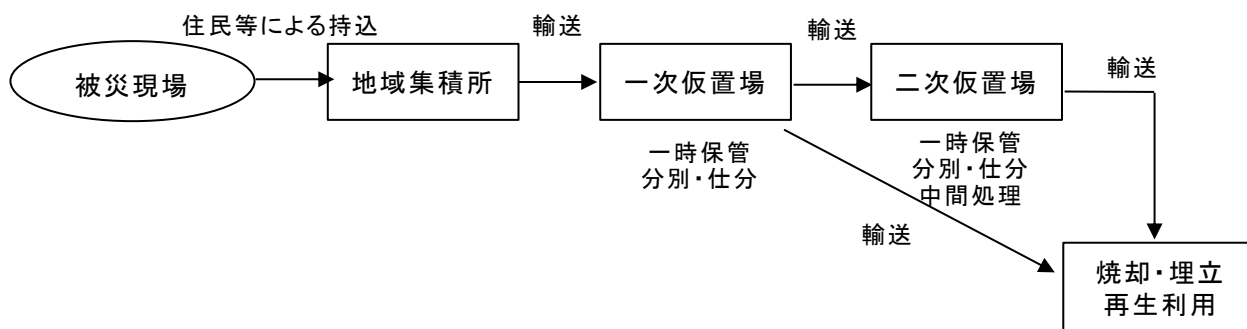


図2-3 災害廃棄物処理の大まかな流れと仮置場の種類

(1) 仮置場必要面積の推計

災害廃棄物等の発生量を基に、処理期間を最長3年間として、積み上げ高さや作業スペースを加味し、仮置場の必要面積を次の算定式により推計します。なお、仮置場必要面積の推計方法は2通りあり、方法1は「最大で必要となる面積の算定方法」、方法2は「処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした

算定方法」となっています。方法2は仮置場からの搬出を考慮した方法となっています。ここでは、方法1を用いて仮置場必要面積を推計します。

災害廃棄物推計量から算定した想定地震発生時の仮置場の必要面積は、表2-6に示すとおり21.7haとなります。

表2-6 想定地震による災害廃棄物の仮置場必要面積(方法1)

想定地震	項目	廃棄物種別						合計
		木質系混合物	可燃系混合物	不燃系混合物	コンクリート系混合物	金属系混合物	燃えがら	
立川断層帯地震	災害廃棄物量 (t)	39,309	12,668	63,875	260,747	13,705	115,038	505,342
	見かけ比重 (t/m ³)	0.4	0.4	1.1	1.1	1.1	1.1	-
	災害廃棄物容積 (m ³)	98,272	31,671	58,068	237,043	12,459	104,580	542,093
	仮置場必要面積 (m ²)	39,309	12,668	23,227	94,817	4,984	41,832	216,837
	仮置場必要面積 (ha)	3.9	1.3	2.3	9.5	0.5	4.2	21.7

巻末資料 P57 により推計

※四捨五入の関係により、合計の数値が合わない場合があります。

(2) 搬入から搬出までのプロセスの効率化

災害廃棄物を迅速に処理するためには、確保できた仮置場を効率的に活用していくことが求められることから、災害廃棄物を可能な限り仮置場で保管する期間を短くし、速やかに搬出する必要があります。そのため、仮置場からの収集運搬及び処理処分先の早急な確保に向けて関係者との調整を進めておきます（巻末資料参照）。

【プロセスの効率化に向けた方策（例）】

- 被害想定に基づき、災害廃棄物の発生量推計を行い、最大限必要となる車両数や積載可能な車両、効率的なルート等の確認
- 被災現場から処理・処分先へ搬入できるものの性状や種類、搬入車両の形状等の確認
- 地域集積所を設置する場合は、面積に応じた集積方法（作業スペース確保）や搬入品目のリストを作成し、自治会、マンション管理組合等関係者に周知
- 一次仮置場では、処理・処分の受入基準に合わせた選別・保管方法を整理
- 一次仮置場候補地の現地確認を行った上で、設置に必要な資機材、効率的な動線の確保及び設備機器等のレイアウトをあらかじめ整理
- 一次仮置場が不足する場合、市区町村による共同での設置を検討し、必要に応じて、トラックスケール等による重量管理データ等を関係者で共有
- 一部事務組合等と受入条件や受入能力等について協議し、民間事業者の活用方法を検討した上で、災害廃棄物の種類ごとの処理・処分先のフローを整理
- 災害廃棄物の処理に当たって必要となる業務を整理し、組織体制（廃棄物部局外とも調整）を構築するとともに、発災時は、あらかじめ組織体制の構築方法を整理
- 迅速に各主体に情報を伝達するために、広報様式・手段等をあらかじめ整理

例えば、搬入した災害廃棄物の全量を、1回搬出すると、仮置場は半分の面積で済みます。

表2-7に1回搬出、2回搬出、5回搬出した時に必要な仮置場必要面積を示します。

表2-7 搬出回数ごとに必要となる仮置場面積

	搬出なし	1回搬出	2回搬出	5回搬出
仮置場必要面積 (ha)	21.7	10.9	7.2	3.6

(3) 仮置場候補地の選定プロセス、基準

地域防災計画では、清掃センター敷地内と史跡国分寺僧寺跡一帯が仮置場として指定されており、使用可能な面積は約3.5haであり、災害廃棄物を5回搬出することで不足はほぼ解消されますが、搬出を繰り返さなければ不足することが見込まれます。これにより、二次仮置場を含め不足する仮置場について選定を行っていきます。

① 仮置場の確保

仮置場用地を確保するためには、以下の選定フローに従います。

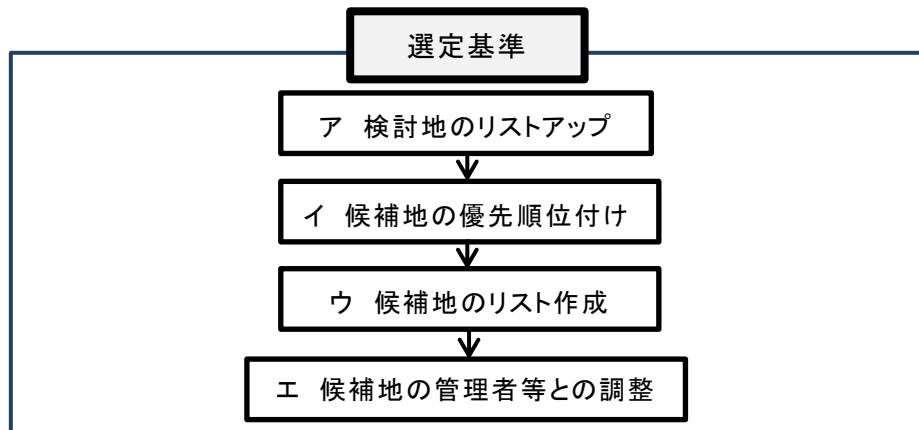


図2-4 仮置場候補地選定の流れ

② 候補地リストの作成

巻末資料8. 仮置場候補地選定のポイント及び選定にあたってのチェック項目を踏まえ、仮置場の候補地のリストを作成します。

具体的には、表2-8に示すように順位付けの作業を行います。

表2-8 発災後の仮置場選定イメージ(横軸は一部省略)

候補地名／住所	① 仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目											点数(○の数)	発災前の優先順位	② 発災後の留意点		点数(○の数)	発災後の優先順位	
	所有者	面積	平時の土地利用	他用途での利用	望ましいインフラ	土地利用規制	土地基盤の状況	地形・地勢	土地の形状	道路状況	搬入・搬出ルート			仮置場の配置	被災地との距離			
A 公園 〇〇丁目 △番地		○					○						2	D	-	-	2	4
B 広場 ××丁目 □番地	○	○	○		○	○		○		○			7	A	○	-	8	1
C 総合運動公園 △△丁目 〇〇番地	○	○	○					○	○				5	C	○	○	7	2
未利用地 D □□丁目 ×番地				○									1	E	-	-	1	5
E 公園 〇〇丁目 △△番地	○	○	○	○		○	○						6	B	-	-	6	3
...																		

※優先順位は、○の数が同数のものもあると想定されるため、「A、B、C、D、E」の5ランク程度とする。ランク付けは、点数(○の数)を踏まえ、5等分にしてランク付けをすることが最も簡易な方法である。

※「地域防災計画での位置付け」は計画段階の位置付けだが、実際の災害発生時において仮置場候補地が仮設住宅建設予定地などに確定していた場合は、計画段階の有無に関わらず使用については調整が必要である。

※「仮置場の配置」の「○」は、他の仮置場との配置バランスを見た上での評価であるため、仮置場単独で評価することは難しいことである。

※「発災後の優先順位」は、優先順位の高い方から利用調整に着手する順番である。

中国四国ブロック災害廃棄物対策協議会資料(災害廃棄物対策中国四国ブロック協議会)を基に作成

6 市民・ボランティアとの連携

災害廃棄物処理を適正かつ迅速に実施するためには、廃棄物の分別排出など市民・ボランティアや事業者の理解・協力は欠かせないものであるため、平時から以下の事項を中心として広報を継続的に実施していきます。

- ① 災害廃棄物の分別方法
- ② 地域集積所における排出方法
- ③ 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄の禁止
- ④ 野焼き等の不適正な処理の禁止

7 対応マニュアルの整備

本計画の内容に基づき、発災直後の混乱が予想される初動期を中心に、復旧・復興期までに対応すべき実務的な業務の手順、様式等を記した対応マニュアルを作成します。対応マニュアル作成後も、訓練等を通じて、その内容や機能性を確認し、記載内容の見直しを行うことで実効性を高めていきます。

第2節 初動期

1 初動対応

地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合は、災対建設環境部を設置します。

災対建設環境部の設置後、災害による甚大な被害が想定された場合、災対建設環境部環境保全班において災害廃棄物処理体制に移行します。

2 情報収集・連絡

災害が発生した直後から、人命救助を優先しつつ、次の事項について情報収集を行います。

情報は時間経過により更新されるため、常に最新の情報を整理します。

収集した情報は、環境保全班（総務担当）において情報共有し、災害対策本部に報告するとともに、必要な情報は国及び都に報告します。

（1）被災状況

- ① ライフラインの被害状況
- ② 避難箇所数・避難人員数及び仮設トイレの設置箇所
- ③ 自区内の処理施設（浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設、清掃センター、し尿希釈施設（湖南衛生組合）等）の被害状況
- ④ 一次仮置場の被害状況
- ⑤ 有害廃棄物の状況

（2）収集運搬体制に関する情報

- ① 道路情報
- ② 収集運搬車両の状況

（3）災害廃棄物発生量を推計するための情報

- ① 全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物数
- ② 水害による浸水範囲（床上、床下戸数）

3 協力・支援体制

（1）自衛隊・警察・消防との連携

発災直後は、人命救助、被災状況の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のため、道路啓開等で発生した災害廃棄物の撤去が迅速に行えるよう、災害対策本部を通じ、自衛隊、警察、消防等との連携方法について調整します。

（2）都との連携

平時に構築した連携体制を基に、発災後の状況を踏まえた連携体制を構築します。被災状況により災害廃棄物処理を自区内で行うことができないと判断した場合には、都に支援要請を行います。

(3) 他市町村、民間事業者との連携

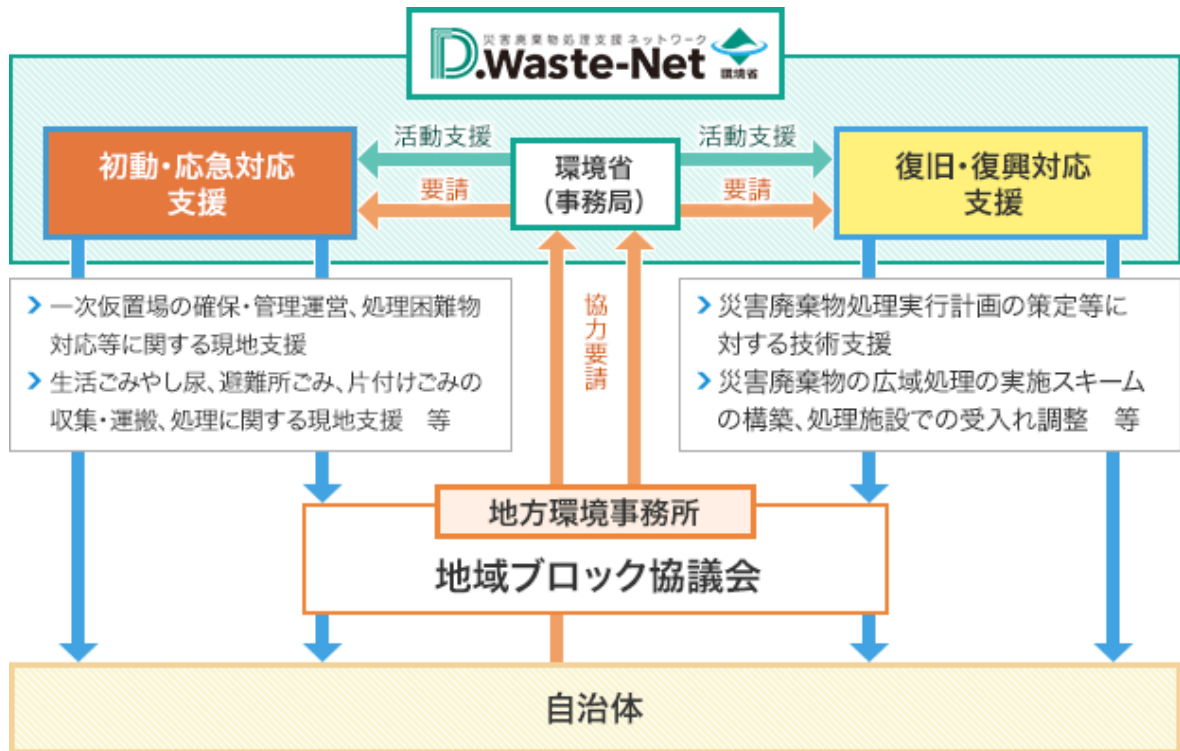
平時に構築した連携体制を基に、被災状況により災害廃棄物処理を自区内で行うことができないと判断した場合には、既存協定書等を基に他自治体や民間事業者へ支援要請を行います。

また、他市区町村や民間事業者へ支援要請を行うとともに、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の支援の活用を行います。

また、他市区町村から支援要請を受けた場合については、処理施設の能力等から受け入れの可否や受け入れ量を検討します。

●D.Waste-Net

- ・国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者により構成される人的な支援ネットワーク
- ・主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等



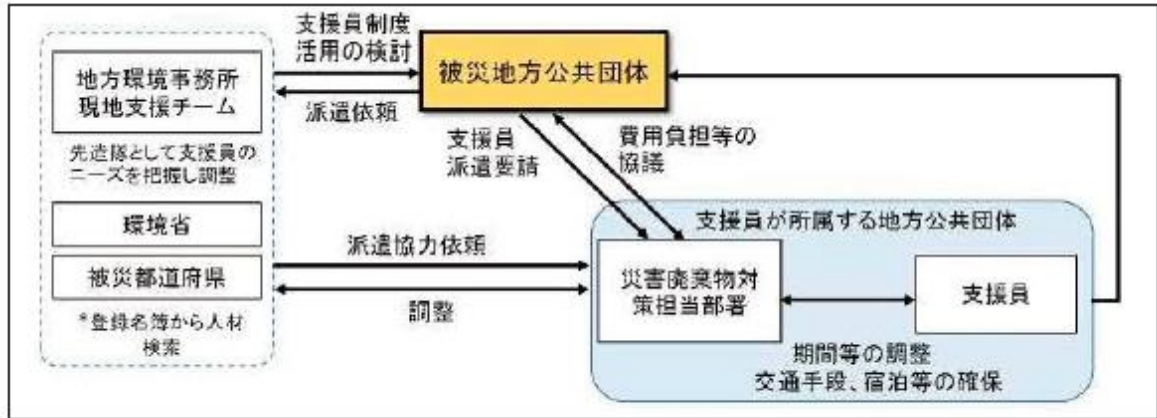
出典：環境省 D.Waste-Net の災害時の支援の仕組み(災害廃棄物情報サイト)

図2-5 D.Waste-Net による支援体制

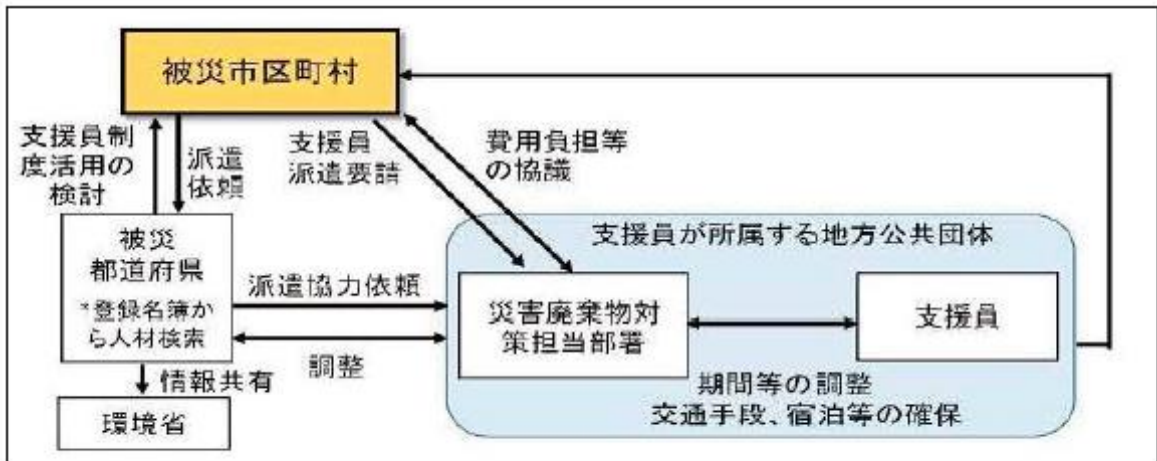
●災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

- ・災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、発災時に被災地を支援することを目的とした制度で、被災地のニーズを踏まえた現場の目線で災害廃棄物処理を適切かつ円滑に行えるようマネジメントの支援を行う。
- ・被災都道府県や環境省と連携・調整を図りながら、災害廃棄物処理の方針に係る助言・調整、個別課題の対応に係る助言・調整の支援を行うもので、現場作業員としての派

遣ではない。また、都道府県や環境省から支援員の派遣に向けた調整を行うことがある。



国等の現地支援チームを起点として制度を活用する場合



被災都道府県内で制度を活用する場合

出典:災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)について【詳細】(環境省、災害廃棄物情報サイト)

図2-6 災害廃棄物処理支援員制度の活用の流れ

(4) 市民・ボランティアとの連携

平時から自主的に災害に備えるとともに、発災時には市が行う災害廃棄物処理に協力し、市から発信される情報を基に以下の取組に努めます。

- ・ 災害廃棄物の分別の徹底
- ・ 地域集積所における排出方法の順守及び管理
- ・ 便乗ごみの排出防止
- ・ 不法投棄及び野焼きの防止 等

(5) 受援体制の構築

被災した場合、既存協定等に基づき、様々な主体から支援を受けることが想定されるため、人的（ボランティア等）・物的支援を受け入れるための受援体制を早期に構築します。想定される受援メニューは以下のとおりです。

表2-9 想定される受援メニュー(例)

区分	受援メニュー		学識 経験者	自治体	事業者団 体・民間 事業者
知見	総合調整	対応方針検討、各種業務調整	全区分 において 助言	○ ^{※3}	—
	実行計画作成	災害廃棄物処理実行計画作成の補助			
	設計・積算	発注に係る設計及び積算の補助			
	契約	契約事務の補助			
	書類作成	災害報告書等の作成の補助			
資機材	収集運搬	生活ごみ等の収集運搬車両		○	○
	処分	中間処理に関する広域支援			
人員	情報収集	被災自治体の対応状況に係る情報収集		○	—
	仮置場設置	仮置場における管理状況の監督			
	現地確認	避難所や仮置場の現地確認			
	窓口対応	窓口問合せ			
	広報	市民等への広報(分別等)			

※3 専門知識や過去の経験を有する者

出典:東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月改定)

4 発生量、処理量、処理可能量(暫定値)の算定

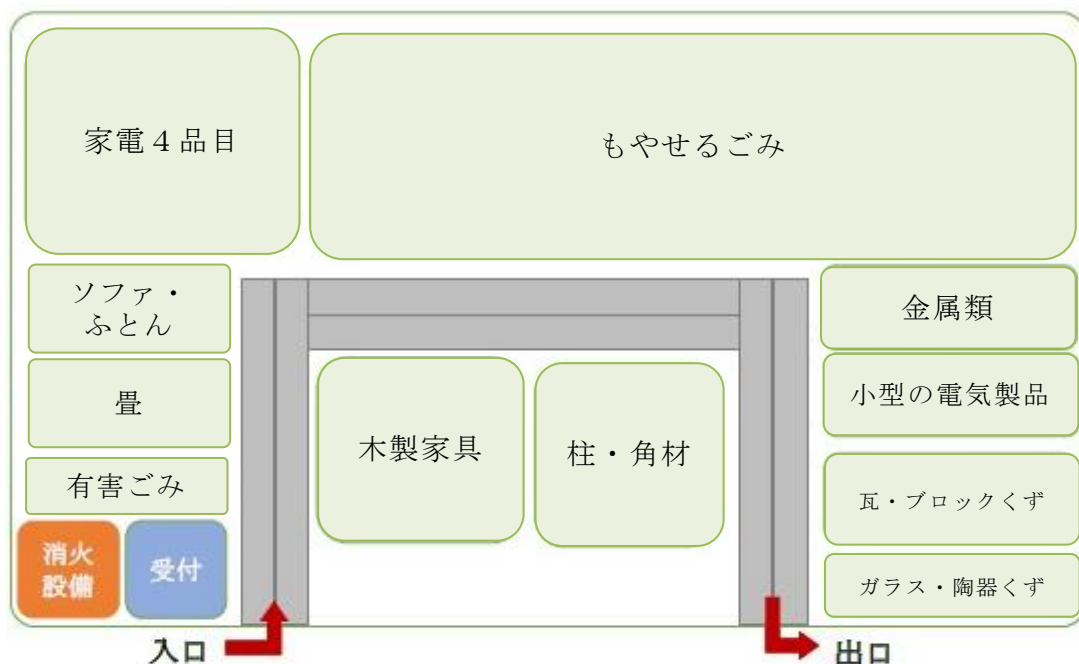
市は、発災後における実行計画の策定、緊急時の処理体制の整備のため、被害状況を踏まえ災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行います。

発生量を推計するために損壊家屋等の棟数や水害の浸水範囲を把握します。把握方法として、災害対策本部が発表する家屋被害棟数情報を入手するほか、収集した情報をもとに発生量を推計します。なお、災害対策本部が発表する家屋被害棟数情報は、被害の状況調査が進むにつれ、日々、更新されることから、災害廃棄物発生量も併せて更新する必要があります。

5 地域集積所・一次仮置場の設置及び運営

(1) 仮置場等の設置

発災後の被災状況の把握により、災害廃棄物発生量の推計を行い、仮置場等の必要面積算定を行います。災害対策本部の調整のもと、速やかに一次仮置場の選定及び設置を行います。



関東地方環境事務所広報原稿のひな形(関東地方環境事務所)を基に作成

図2-7 一次仮置場設置レイアウト(イメージ図)

(2) 一次仮置場の運営

仮置場の運営における留意事項は以下のとおりです。

表2-10 仮置場の運営上の留意事項

項目	留意事項
分別	一度、仮置きされた災害廃棄物が混合状態となると、その後の搬出が困難になり、処理費用の増大や処理期間の長期化につながることから、発災直後から分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するとともに、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に場内管理をします。
火災防止	災害廃棄物を高く積み上げた場合、自然発火による火災の発生が予想されるため、ガス抜き管を設置する等、火災を未然に防止するための措置を実施します。また、万一火災が発生した場合に備え、消火器の設置や従事者に対する消火訓練の実施等の対策を実施します。
飛散防止	散水の実施及び仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置等の飛散防止対策を実施します。
土壌汚染対策	汚水が土壌に浸透するのを防ぐために、災害廃棄物を仮置きする前に、仮舗装の実施や鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備の設置を検討し、汚水による公共水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じます。

項目	留意事項
搬入搬出管理	正確に搬出入量を把握するため、トラックスケール(計量器)を設置して計量することで、搬入搬出量管理を行います。停電や機器不足によりトラックスケールによる計量が困難な場合、搬入搬出台数や、集積の面積・高さを把握することで、管理する廃棄物量とその搬入・搬出を把握します。
環境対策、モニタリング	周辺環境への影響や労働災害を防止するために、仮置場や損壊家屋等の解体・撤去現場等において、必要に応じて環境モニタリングを実施し、必要な環境対策を推進します。環境モニタリングを行う項目は、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等がありますが、実施場所や調査項目、調査・分析方法は、現場状況に応じて決定します。

(3) 地域集積所の設置及び運営

市は、平時から、地域集積所候補地を選定し、災害が発生した時は被災場所や規模に応じて地域集積所を適切に配置します。

地域集積所設置後は、速やかに設置場所を市民に周知し、防災推進委員・市民などの協力により、排出ごみの分別を徹底し管理します。

6 収集運搬体制の確立

発災後、被害を受けた道路が使用できなくなる可能性があることから、市は、早期に主要幹線道路の被害状況や道路啓開の情報を把握し、適切な収集運搬ルートを検討します。ごみの収集ができない地域がある場合は、一時的な保管場所を設置するなどの対応を検討し、早期に収集を再開します。

災害廃棄物の収集については、優先的に収集する種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法を平時に検討します。

収集運搬ルートは、地域防災計画に示されている緊急輸送道路区間を基準(図2-8参照)に選定します。



図2-8 緊急輸送道路

7 市民・ボランティアへの広報の実施

発災後の状況に応じて、広報紙や市ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用して、分かりやすい広報を実施します。

【広報の例】

- ① 分別・排出方法
- ② 収集方法（戸別収集実施の有・無）
- ③ 地域集積所の場所
- ④ 地域集積所における持込み時のルール（搬入日、時間、持込みできない物等）
- ⑤ 地域集積所に持込みできない物の排出方法
- ⑥ 排出困難者（身体障害者、高齢者等）への支援方法
- ⑦ 便乗ごみの排出禁止
- ⑧ 不法投棄及び野焼き等の禁止
- ⑨ 最新情報の入手方法
- ⑩ 災害廃棄物に関する問合せ先

8 中間処理の方針及び体制の確認

災害廃棄物の種類別処理量や処理可能量等を勘案し、発災後おおむね1か月以内を目途として、当該災害に即した処理方針を決定します。処理方針は、本計画に示す災害廃棄物処理の基本方針を基に、処理の優先順位（腐敗性や危険性の有無など廃棄物の種類、復旧・復興計画との整合等）や処理期間、再資源化の方法等を示すものとなります。

9 進行管理の実施

処理の対象及び必要な業務内容を把握した上で、処理状況、業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理を行います。その際、

短期的な目標を設定し、適宜その達成状況を把握、検証しながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材・資機材等を確保します。

10 災害廃棄物処理実行計画の策定

国が作成する指針や本計画を基に、災害廃棄物の発生量と処理施設の被害状況等を把握した上で、「災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定します。

なお、災害廃棄物処理の進捗に応じて、実行計画の改定を行います。
実行計画に定める事項の例は以下のとおりです。

表2-11 実行計画に定める事項の例

第1章 被災の状況
第2章 基本方針
1 処理主体
2 市の役割
3 処理対象災害廃棄物の発生推計量
4 処理期間（目標）
5 処理に当たっての考え方
第3章 処理実行計画
第1節 災害廃棄物の発生推計量
1 発生推計量
2 種類別の発生推計量
第2節 災害廃棄物処理の基本的事項
1 役割分担
2 処理方法
（1）処理フロー
（2）仮置場の設置及び管理
（3）処理方法の優先順位
（4）自区内処理と広域処理
（5）焼却処理
（6）最終処分
（7）処理困難物等の処理
第3節 処理スケジュール
第4節 進捗管理

第3節 応急対応期（発災から6か月）

1 発生量、処理量、処理可能量（暫定値）の見直し

発生量を基に、現時点で処理しなければならない災害廃棄物量を処理量として適宜把握します。仮置場への搬入状況や公費解体の受付状況等を踏まえ、随時、発生量及び処理量の見直しを行うとともに、各処理施設の復旧見込み時期や稼働状況を踏まえて処理可能量の見直しを行います。

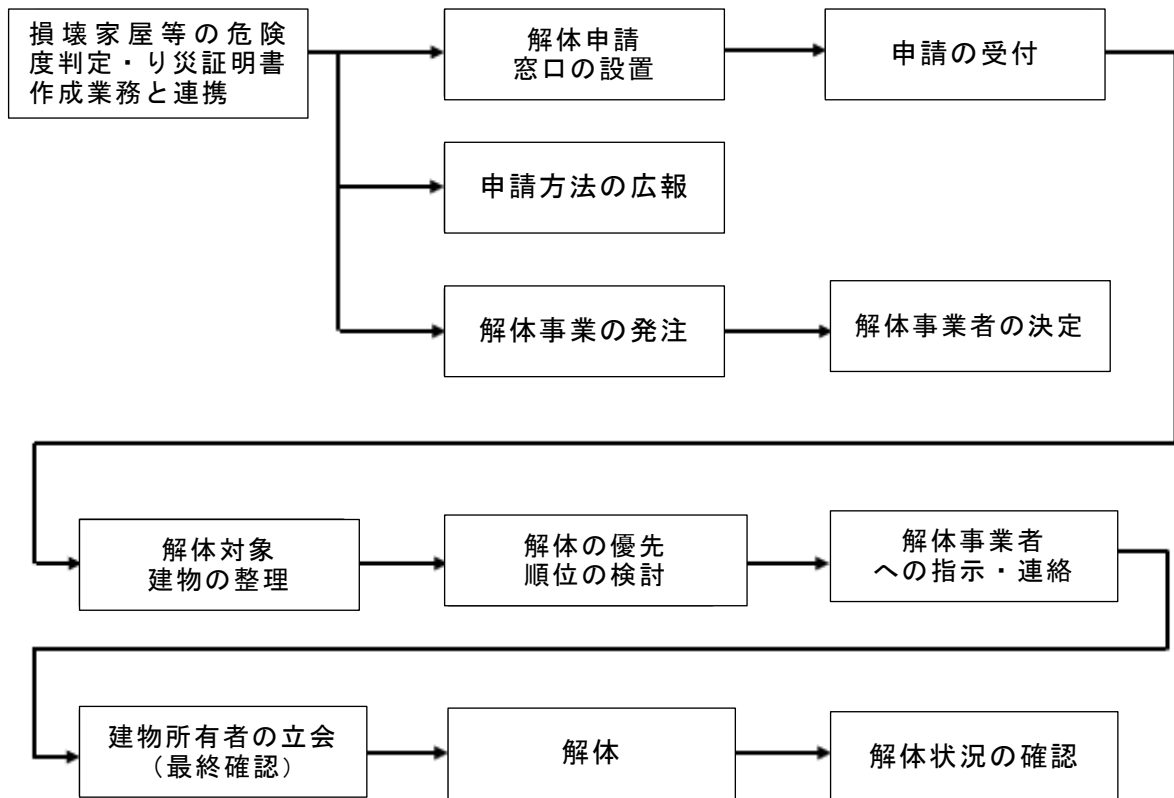
処理量に対して、処理可能量が不足する場合は、更なる処理可能施設を選定するとともに、仮設処理施設の設置や広域処理の調整を行います。

2 損壊家屋等の撤去

損壊家屋の解体・撤去は原則として建物の所有者が実施します。

ただし、特例措置を国が講じた場合には、市は公費解体を行うこととし、発災の状況により示される国の方針に基づき、その範囲を決定します。

解体作業・分別処理のフロー及び、留意事項は以下のとおりです。



災害廃棄物対策指針(環境省、平成30年3月改定版)を基に作成

図2-9 損壊家屋等の解体作業・分別処理のフロー

3 貴重品・思い出の品等の取り扱い

市は災害廃棄物を撤去する場合は、貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）や思い出の品（位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真等）を取り扱う必要があります。その際は、遺失物法等の関連法令での手続きや対応も確認の上、事前に取扱ルールを定め、その内容の周知に努めます。

4 市民・ボランティアへの広報

発災後の状況に応じて、広報紙や市ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用して、分かりやすい広報を実施します。

【広報の例】

- 市民・ボランティアからのよくある質問と回答例
- り災証明の交付から解体までの流れ（公費解体の対象と申請方法等も含む。）
- 公費解体の進捗状況と今後の予定
- 地域集積所の設置状況、災害廃棄物の分別・排出方法
- 災害廃棄物の処理状況（進捗率の見える化） 等

5 進行管理

策定した実行計画に基づき、災害廃棄物処理及び業務の進行管理を行い、適宜、処理実績の公表、処理量の算定を行うとともに、必要に応じて人材・資機材を確保します。

6 国庫補助金等の事務処理

被災状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約し、災害報告書を作成し、災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請を行います。

災害報告書の作成は、環境省が作成した「災害関係業務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」に記載された様式に従って作成します。

第4節 復旧・復興期（発災から3年程度）

1 災害廃棄物処理実行計画の見直し

災害廃棄物処理の進行に応じて災害廃棄物の発生量や処理量、処理可能量の見直しや、災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の対象及び補助率の決定又は変更があった場合等に、適宜、実行計画の見直しを行います。

2 進行管理

応急対応期に掲げた、仮置場の運営や市民の生活環境の確保、作業安全性の確保、市民・ボランティアへの広報、国庫補助金対応等を引き続き実施するとともに、処理事業の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理状況や業務の進捗状況等の進行管理を行います。

処理事業の完了時期を検討する場合、仮置場の原状復旧に要する期間も考慮します。

3 仮置場の原状復旧の検討・実施

仮置場には様々な廃棄物が持ち込まれ、多くの場合風雨にさらされることになるため、廃棄物由来の汚水が流出したり地中に浸透したりする可能性が考えられます。仮置場の閉鎖、返却の際には仮置場の管理状況から必要に応じ各種土壌調査を実施した上で、原状復旧に努めます。

4 復興資材の有効活用

災害廃棄物の再資源化により生成された復興資材を、積極的に活用します。

また、災害廃棄物の再資源化状況等を踏まえ、復興資材を仮置きする復興資材置場を必要に応じて設置します。

第3章 教育、訓練、計画の見直し

1 教育・訓練

本計画の記載内容について、平時から職員に周知するとともに、災害時に本計画が有効に活用されるよう、教育訓練を継続的に行っていきます。

併せて、国等が開催する災害廃棄物に関する研修会等に積極的に参加することで、人材育成を図ります。

教育訓練の実施後、本計画や本計画と併せて整備する対応マニュアルを検証し、必要に応じてそれらの見直しを行います。

2 計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、国が定める法令、指針の策定や見直し状況、訓練の実施状況等を踏まえ、必要と判断された場合に、本計画の見直しを行います。

おわりに

本計画は、本市における災害廃棄物の処理にあたっての基本的な事項を取りまとめたものです。今後は、本計画の実行性を高めていくため、教育訓練をはじめとした上記の取り組みを進めていく他、非常災害時の甚大な被害により本市の処理体制では対応ができない場合を想定し、広域的な協力体制の整備に向け、各関係団体との連携を密に行っていく必要があります。

巻末資料

1 第1章 第5節 1 災害廃棄物

(1) 災害廃棄物発生量推計式の種類

P12 表 1-6 災害廃棄物の発生量、表 1-7 片付けごみの発生量について以下のとおり示します。

災害廃棄物発生量の推計式は、災害の規模（被害棟数により区分）や対象とする廃棄物（災害廃棄物全体量、片づけごみ発生量）、災害の種類（地震災害（揺れ）、水害、土砂災害）に応じて、適当な推計式を用いる。推計式の種類とその適用範囲を以下に示します。

<推計式の種類とその適用範囲>

種類	区分	地震災害 (揺れ)	水害	土砂災害
災害廃棄物 全体量	住家・非住家 全壊棟数 10棟未満	3,000トン	900トン	3,000トン
	住家・非住家 全壊棟数 10棟以上	推計式【1】		
片付けごみ 発生量	住家・非住家 被害棟数 1,000棟未満	700トン程度	500トン程度	
	住家・非住家 被害棟数 1,000棟以上	推計式【2】		

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 14-2】（環境省、令和5年4月改定版）

(2) 災害廃棄物全体量 推計式【1】

P12 表 1-6 災害廃棄物の発生量の推計式について以下のとおり示します。

<災害廃棄物全体量推計式【1】>

$$Y = Y_1 + Y_2$$

Y：災害廃棄物全体量（トン）

Y₁：建物解体に伴い発生する災害廃棄物（＝解体廃棄物）量（トン）

Y₂：建物解体以外に発生する災害廃棄物量（トン）

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

X₁、X₂、X₃、X₄：被害棟数（棟）

添え字 1：住家全壊、2：非住家全壊、3：住家半壊、4：非住家半壊

a：解体廃棄物発生原単位（t/棟）

$$a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2 \quad 141.85$$

A₁：木造床面積（㎡/棟）102.1 A₂：非木造床面積（㎡/棟）629.1

a₁：木造建物発生原単位（トン/㎡）0.5 a₂：非木造建物発生原単位（トン/㎡）1.2

r₁：解体棟数の構造割合（木造）（－）87.1% r₂：解体棟数の構造割合（非木造）（－）12.9%

b_1 : 全壊建物解体率(一)
 地震(揺れ)0.75、水害及び土砂災害 0.5
 b_2 : 半壊建物解体率(一)*
 地震(揺れ)0.25、水害及び土砂災害 0.1

$$Y_2 = (X_1 + X_2) \times CP$$

CP: 片付けごみ及び公物等発生原単位(トン/棟)

地震(揺れ)53.5、地震(津波)82.5、水害 30.3、土砂災害 164

※市町村が半壊建物の解体廃棄物进行处理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を調整すること。

<火災焼失に伴う災害廃棄物の発生量の算定方法>

「巨大災害時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて中間とりまとめ」(平成26年3月、環境省、巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会)では、災害廃棄物が地域に与える影響を概略的に把握するため、火災焼失に伴う災害廃棄物の発生量は、設定した発生原単位に火災焼失に伴う建物の減量率(木造の場合は34%、非木造の場合は16%)を掛け合わせるにより算定する方法が示されている。

出典:災害廃棄物対策指針【技術資料14-2】(環境省、令和5年4月改定版)

(3) 片付けごみ発生量 推計式【2】

P12 表1-7 片付けごみの発生量の推計式について以下のとおり示します。

<片付けごみ発生量推計式【2】>

$$C = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5 + X_6 + X_7) \times c$$

C: 片付けごみ発生量(トン)

$X_1, X_2, X_3, X_4, X_5, X_6, X_7$: 被害棟数(棟)

添え字 1: 住家全壊、2: 非住家全壊、3: 住家半壊、4: 非住家半壊、5: 住家一部損壊、6: 床上浸水、7: 床下浸水

c: 片付けごみ発生量原単位(トン/棟)

地震(揺れ)(津波)2.5、水害・土砂災害 1.7

出典:災害廃棄物対策指針【技術資料14-2】(環境省、令和5年4月改定版)

(4) 災害廃棄物の組成割合

P12 表1-6 災害廃棄物の発生量、表1-7 片付けごみの発生量の組成割合について以下のとおり示します。

<災害廃棄物の組成割合>

災害廃棄物の種類	熊本地震	糸魚川火災	
	揺れ・液状化	木造	非木造
木質系混合物	15.3%	2.3%	2.3%
可燃系混合物	5.4%	0.4%	0.4%
不燃系混合物	30.0%	—	—

災害廃棄物の種類	熊本地震	糸魚川火災	
	揺れ・液状化	木造	非木造
コンクリート系混合物	48.5%	53.8%	53.8%
金属系混合物	0.8%	4.1%	4.1%
燃えがら	—	39.3%	39.3%
各災害廃棄物合計	100.0%	99.9%	99.9%

※火災の組成は各災害廃棄物合計が 99.9%であるため合計値は Y（災害廃棄物全体量）と数値に差が出る場合がある。

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 14-2】（環境省、令和5年4月改定版）

2 第1章 第5節 2 廃家電

P14 表 1-8 災害時に発生する廃家電推計台数について以下のとおり示します。

<災害時の廃家電発生量推計条件①>

条件項目	設定条件
被害棟数	被災した家屋から廃家電が排出されるものと想定し、全壊、半壊及び焼失を対象とする
市区町村別の1棟当たり世帯数	「東京都の人口（推計）」、「地域、種類、構造別家屋の棟数及び床面積」から、市区町村別の1棟当たり世帯数を設定する
1世帯当たりの品目ごとの所有数	平成26年全国家計構造調査の「地域別1,000世帯当たり主要耐久消費財の所有量及び普及率」から、冷蔵庫、洗濯機、ルームエアコン、テレビの1世帯当たりの所有数を設定する

<災害時の廃家電発生量推計条件②>

項目	数量	単位	資料名
国分寺市総世帯数	67,040	世帯	東京都の人口（推計） （令和7年5月東京都総務局統計部人口統計課）
国分寺市1,000世帯当たり冷蔵庫所有台数	984	台/ 1,000世帯	平成26年全国消費実態調査（総務省統計局消費統計課）地域別1,000世帯当たり主要耐久消費財の所有数量及び普及率値に令和7年5月1日の国分寺市総世帯数を乗じて算出
国分寺市1,000世帯当たり洗濯機所有台数	982		
関東ブロック1,000世帯当たりエアコン所有台数	2,953		
関東ブロック1,000世帯当たりテレビ所有台数	1,867		
国分寺市建物総数 （木造26,573＋非木造7,146）	33,719	棟	地域、種類、構造別家屋の棟数及び床面積 （令和6年都主税局資産税部固定資産税課）
国分寺市木造家屋 住居専用住宅	23,364		
国分寺市木造家屋 店舗併用住宅	560		

項目	数量	単位	資料名
国分寺市 木造家屋 アパート	1,912	棟	
国分寺市 非木造家屋 住居、アパート	5,316		
国分寺市 住居として使用されている建物数合計	31,152		

3 第1章 第5節 3 生活ごみ

P14 表1-9 災害時の生活ごみ発生量推計値について以下のとおり示します。

生活ごみのもやせるごみ、もやせないごみ及び粗大ごみについては、阪神・淡路大震災時の神戸市におけるごみの発生状況の増減を参考に、平時の収集実績に基づくごみ発生量に増加率を乗じることで推計します。施設の稼働状況等により排出制限する場合があります。

＜神戸市における阪神淡路大震災時のごみの発生状況（t）＞

区分	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8～12月	合計
燃えるごみ	H6	32,034	27,575	31,793	31,742	33,495	32,218	32,461	163,058	384,376
	H7	27,124	29,085	31,921	29,714	32,589	30,299	31,079	154,192	366,003
	前年比	84.7%	105.5%	100.4%	93.6%	97.3%	94.0%	95.7%	94.6%	95.2%
不燃系ごみ	H6	10,700	8,444	10,212	13,791	13,349	11,963	12,507	61,733	142,699
	H7	25,755	43,719	28,639	20,810	20,219	19,691	17,849	69,560	246,242
	前年比	240.7%	517.8%	280.4%	150.9%	151.5%	164.6%	142.7%	112.7%	172.6%

出典：神戸市地域防災計画 地震・津波対策編(令和7年9月改定)

①もやせるごみ

表＜避難所ごみ発生量試算条件＞の令和6年度のもやせるごみ量に、表＜神戸市における阪神淡路大震災時のごみの発生状況（t）＞から、神戸市における阪神・淡路大震災時の燃えるごみの増加率 95.2%を乗じて災害時のもやせるごみ発生量とします。

$$\begin{aligned} \text{発生量} &= \text{平時の発生量（収集実績に基づく）} \times \text{増加率} \\ &= 12,174\text{t} \times 95.2\% = 11,590\text{t} \end{aligned}$$

②もやせないごみ

表＜避難所ごみ発生量試算条件＞の令和6年度のもやせないごみ量に、表＜神戸市における阪神淡路大震災時のごみの発生状況（t）＞から、神戸市における阪神・淡路大震災時の不燃系ごみの増加率 172.6%を乗じて災害時のもやせないごみ発生量とします。

$$\begin{aligned} \text{発生量} &= \text{平時の発生量（収集実績に基づく）} \times \text{増加率} \\ &= 1,498\text{t} \times 172.6\% = 2,586\text{t} \end{aligned}$$

③粗大ごみ

表<避難所ごみ発生量試算条件>の令和6年度の粗大ごみ量に、表<神戸市における阪神淡路大震災時のごみの発生状況(t)>から、神戸市における阪神・淡路大震災時の不燃系ごみの増加率172.6%を乗じて災害時の粗大ごみ発生量とします。

$$\begin{aligned} \text{発生量} &= \text{平時の発生量(収集実績に基づく)} \times \text{増加率} \\ &= 939\text{t} \times 172.6\% = 1,621\text{t} \end{aligned}$$

4 第1章 第5節 4 避難所ごみ発生量の推計

<避難所ごみ発生量試算条件>

P15 表1-10 避難所ごみ発生量試算結果について以下のとおり示します。

令和6年度 生活系ごみ収集量+直接搬入量 ^{※1} (t)					総人口 ^{※1} (人)	避難所 避難者数 ^{※2} (人)
もやせるごみ	もやせないごみ	資源物	その他のごみ	粗大ごみ		
12,174	1,498	9,744	40	939	129,548	16,228
23,456						

※1: 環境省令和6年度一般廃棄物処理実態調査

※2: 国分寺市地域防災計画(令和7年8月修正)

5 第1章 第5節 5 仮設トイレ等し尿

(1) 立川断層帯地震発生時のし尿収集必要量試算条件

P15 表1-11 し尿収集必要量について以下のとおり示します。

し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×1人1日平均排出量 =(仮設トイレ必要人数+非水洗化区域し尿収集人口) ×1人1日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数+断水による仮設トイレ必要人数
断水による 仮設トイレ必要人数	{水洗化人口-避難者数×(水洗化人口/総人口)}×上水道支 障率×1/2
避難者数	国分寺市地域防災計画より16,228人
水洗化人口	平時に水洗トイレを使用する住民数(浄化槽人口) 環境省令和6年度一般廃棄物処理実態調査より129,476人
総人口	水洗化人口+非水洗化人口 環境省令和6年度一般廃棄物処理実態調査より129,548人
上水道支障率	地震による上水道の被害率 国分寺市地域防災計画より23.1%
1/2	断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯 のうち約1/2と仮定
非水洗化区域 し尿収集人口	汲取人口-避難者数×(汲取人口/総人口)

汲取人口	計画収集人口 環境省令和6年度一般廃棄物処理実態調査より72人
1人1日平均排出量	1.7ℓ/人・日(災害廃棄物対策指針より)

(2) 立川断層帯地震発生時の仮設トイレ必要基数試算条件

P15 表1-11 し尿収集必要量について以下のとおり示します。

仮設トイレ必要設置数	仮設トイレ必要人数/仮設トイレ設置目安
仮設トイレの設置目安	仮設トイレの容量/し尿の1人1日平均排出量/収集計画
仮設トイレの平均的容量	400L
し尿の1人1日平均排出量	1.7L/人・日
収集計画	3日に1回の収集

出典:災害廃棄物対策指針【技術資料14-3】(環境省、令和2年3月改定版)

6 第1章 第8節 1 (1) 片付けごみ

P19 主な処理困難物等※を次に示します。

※危険物や有害廃棄物、大量に発生すると取扱いや処理が困難となるもの、平時に市区町村及び一部事務組合では直接処理や取扱いがないもの。

<主な処理困難物等>

品目	危険	有害	大量	主な処理先	処理の留意点
石綿含有建材 (廃石綿等を含む)	○	○	○	・自治体、民間処理施設 (管理型最終処分場) ・民間処理施設 (熔融施設、無害化施設)	・原則、排出場所から処理施設へ直送する。 ・やむを得ず石綿含有廃棄物を保管する場合は、他の廃棄物と分け、フレコンバックやドラム缶等の飛散防止措置を施し、保管場所である旨を表示する。 ・家屋解体時等は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参考に作業を行う。
PCB廃棄物	○	○	○	・民間処理施設 (無害化処理認定施設等)	・PCB廃棄物は、PCB特別措置法において譲渡しが禁止されており、PCB保管事業者が法令に基づき適正に保管・処分する必要があり、仮置場への搬入は原則行わない。
廃タイヤ			○	・民間処理施設 (リサイクル施設)	・一度燃えだすと消火が困難となるため、野積みした場合、山と山の間に距離を開ける必要がある。また、ひと山の面積は、消防法の規定により500㎡が上限である。 ・たまった水が原因で発生する蚊や悪臭の対策を講じる必要がある。 ・タイヤに泥が付着していると処理先が受け取らない場合がある。

品目	危険	有害	大量	主な処理先	処理の留意点
廃置			○	・既存の処理ルート ・民間処理施設 (リサイクル施設)	・水濡れしないようにブルーシート等で覆うとともに、保管時の高さ、火災に注意し、自然発火防止に努めて保管する。 ・腐敗するため、長期間の保管を避ける。
太陽光パネル			○	・民間処理施設 (リサイクル施設)	・感電防止及び水濡れ防止のために、分別保管に当たっては、受光面をブルーシート等で覆う。 ・その他、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)」を参考に作業を行う。
ガスボンベ	○		○	・引取り販売店	・所有者が分かる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一時保管する。 ・封入ガスの種類ごとに分別する。
上記以外	—	—	—	・既存のリサイクルルート等	・災害廃棄物対策指針 技術資料等を参考に処理する。

出典:東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月改定)

品目	参考資料等
石綿含有建材 (廃石綿等を含む)	・環境省 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)(令和5年4月) ・環境省・厚生労働省 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和4年3月改定) ・環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-14】廃石綿等・石綿含有廃棄物の処理(平成26年3月)
PCB廃棄物	・環境省 廃石綿、感染性廃棄物やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について(令和3年8月)
廃タイヤ	・環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-5】廃タイヤ類の処理(平成31年4月)
廃置	・環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-1】混合可燃物の処理(平成31年4月) ・環境省 東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書(平成29年3月) ・環境省 水害廃棄物対策指針(平成17年6月)
太陽光パネル	・環境省 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)(平成30年) ・環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-16】太陽光発電設備の取扱いについて(被災した太陽光発電設備の取扱い上の留意事項)(令和5年1月)
ガスボンベ	・環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-15】個別有害・危険性品の処理(令和5年1月改訂)
上記以外	・環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-15】個別有害・危険性品の処理(令和5年1月改訂)

出典:東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月改定)

処理困難物等の対応プロセスを主体別に示します。

＜処理困難物等の主体別対応プロセス＞

時期	項目	市区町村及び一部事務組合	都	事業者	都民・ボランティア等
発災前	処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 品目ごとの排出方法等の整理及び処理体制の構築 住民・ボランティアへの排出方法等の広報準備 	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村及び一部事務組合に対する処理先等の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 排出方法の把握 行政への協力 退藏品等の排出 	
	情報収集等	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質の使用状況の把握 退藏品等の排出促進案内等 	<ul style="list-style-type: none"> 大量に発生が予想される処理困難物等に関する情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 厳正な管理、保管 有害物質は各種法令に基づいた事故時の対応計画の策定等 	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策 意識の向上
発災後	初動期～応急対策期	<ul style="list-style-type: none"> 住民・ボランティアへの排出方法等の広報 生活環境等への影響が大きい廃棄物の優先回収 原則、発災前に整理した処理体制を基に、回収先や廃棄物処理業者等を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 被災市区町村に対する情報提供 被災市区町村から応援要請を受けた場合、民間事業者団体との連絡・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 安全かつ迅速な処理のための協力 事故時の対応計画等に基づく対応 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な方法による排出 行政への協力
	復旧・復興期	広域処理	<ul style="list-style-type: none"> 都内での処理が難しい場合、都を通じて広域的な処理体制を確保 		

東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月改定)を基に作成

7 第1章 第8節 2 (2) 処理可能量の推計

既存処理施設（可燃ごみ処理施設・破碎処理施設・し尿希釈施設）での災害廃棄物処理可能量について

P23～24 表1-16、表1-17、表1-19について以下のとおり示します。

<処理可能量の算定条件>

条件項目	設定条件
対象施設	可燃ごみ処理施設（浅川清流環境組合） 破碎処理施設（清掃センター） し尿希釈施設（湖南衛生組合）
日処理能力 （トン/日）	一般廃棄物処理実態調査の令和6年度調査結果に基づく1日当たりの処理能力
年間稼働可能日数 （日/年）	各処理施設での令和6年度における実稼働日数（年間）
年間処理量実績 （トン/年）	一般廃棄物処理実態調査の令和6年度調査結果に基づく年間処理量実績
中間処理期間（年）	過去の災害事例を参考に「2年間」と設定

東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)を参考に作成

表1-18については以下のとおり示します。

条件項目	設定条件
対象施設	清掃センター 仮設処理施設（積替え保管）
日処理能力 （トン/日）	1日当たりの処理能力（見込み）1.7t/日
年間稼働可能日数 （日/年）	破碎処理施設（清掃センター）での令和6年度における実稼働日数（年間）
年間処理量（見込み） （トン/年）	日処理能力 × 年間稼働可能日数
中間処理期間（年）	過去の災害事例を参考に「2年間」と設定

東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月)を参考に作成

P23～24 表 1-17、表 1-18、表 1-19 について以下のとおり示します。

<被害予測条件>

被災直後は施設にもなんらかの支障が出るものと予測し、支障期間中の日処理能力には以下の稼働低下率を乗じます。

災害状況	支障期間	稼働低下率	年間稼働率
震度6弱	1か月	35%	97%
震度6強以上	4か月	63%	79%

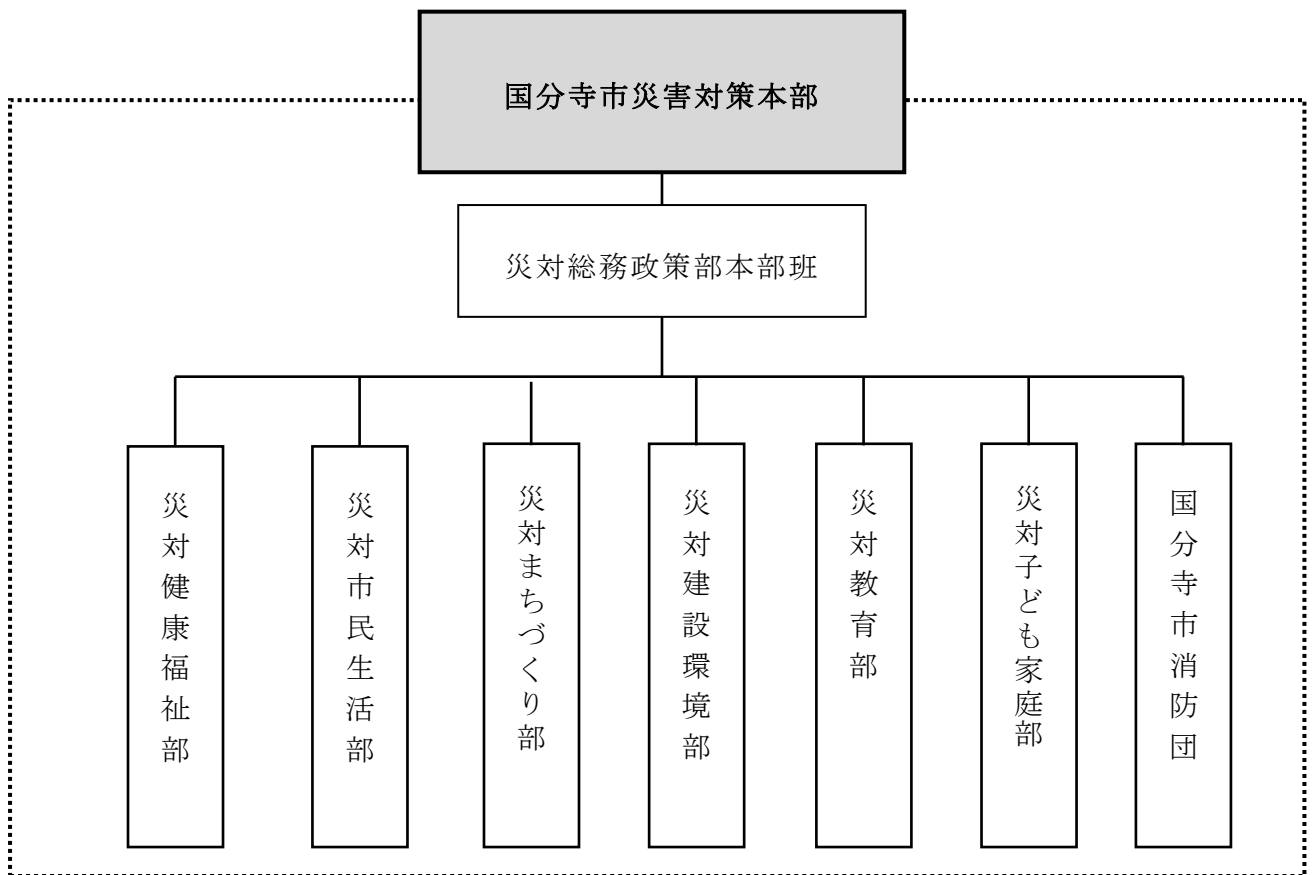
※都内一律で「震度6強以上」の被害があると想定

出典：環境省 巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて

中間とりまとめ(環境省、平成26年3月)

8 第2章 第1節 1 組織体制の検討

P26 国分寺市災害対策本部の体制図を以下のとおり示します。



<内部組織体制構築にあたり考慮すべき点>

P26 図2-1 災害廃棄物対策における内部組織体制（イメージ図）について以下のとおり示します。

ポイント	内容
キーマンが意思決定できる体制	正確な情報収集と指揮を速やかに行うため、キーマン（総括責任者）を決め、ある程度の権限を確保する。
土木・建築職（発注業務）経験者の確保	家屋解体や散乱物の回収は、土木・建築工事を中心であり、その事業費を積算し設計書等を作成する必要があるため、土木・建築職の経験者を確保する。
災害対策経験者（アドバイザー）の受け入れ	円滑な災害対応を進めるため、東日本大震災や阪神・淡路大震災を経験した地方公共団体の職員に応援を要請し、アドバイザーとして各部署に配置する。
専門家や地元の業界との連携	災害時に重要となる、地元の建設業協会、建物解体業協会、産業廃棄物協会、廃棄物コンサルタント、学識経験者、各種学会組織等の協力を得る。
都道府県や国との連携	大規模災害時には、都道府県庁内に対策本部が立ち上がり、市町村もそこへ参加し、交渉や調整を行うことになるため、適切な連携を図る必要がある。

災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成24年5月）を基に作成

9 第2章 第1節 5 仮置場の検討

P31 (1) 仮置場必要面積の推計について以下のとおり示します。

(方法1)	
面積 (ha)	
= 集積量 ÷ 見かけ比重 ÷ 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合) / 10,000	
集積量：災害廃棄物の発生量と同値 (t)	
見かけ比重	： 可燃物（柱角材、可燃物）：0.4 (t/m ³) 不燃物（不燃物、コンクリートがら、金属くず、燃えがら） ： 1.1 (t/m ³)
積み上げ高さ	： 5 m以下が望ましい。
作業スペース割合	： 100%

注：仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用された。そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加える。

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 18-2】（環境省、平成31年4月改定版）

P32 (2) 搬入から搬出までのプロセスの効率化について以下のとおり示します。
現場ごとの取組事項と想定される連携先・調整先を次に示します。

<現場ごとの取組事項と想定される連携先・調整先>

項目	取組事項等	連絡先・調整先(想定)
収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の発生量推計を行い、必要となる車両数、最大積載可能な車種、効率的なルート等を確保する。 ・被災現場から処理・処分先へ搬入できるものは直接搬入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時の収集運搬に係る直営及び委託業者 ・民間事業者
地域集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域集積所を設置する場合は、面積を考慮し、必要に応じて搬入品目を絞るなどして作業スペースを確保するとともに、処理・処分先の受入基準に合わせて集積・分別等を行う一次仮置場を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、町内会 ・マンション管理組合等
仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から、仮置場候補地の現地確認を行った上で、開設に必要な資機材、仮置場内の効率的な動線の確保及び設備機器等の適切なレイアウトを検討する。発災時は、即座に仮置場を設置・運営する。 ・仮置場等については、トラックスケール等による重量管理等を行った上で、市区町村共同での設置も検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者(設置・運営等) ・一部事務組合、民間事業者(処理先の受入基準)
処理・処分先	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場から処理・処分先へ搬入できるものは直接搬入する(再掲)。 ・処理・処分先については、災害廃棄物の種類ごとの処理フローを作成する。 ・平常時から、一部事務組合等と受入条件や受入能力等について協議し、民間事業者の活用方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自区内の処理施設管理者 ・各地域(区部、多摩)の他自治体及び一部事務組合の処理施設管理者 ・民間事業者 ・都
体制	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から、災害廃棄物の処理に当たって必要となる業務を整理し、組織体制(廃棄物部局外とも調整)を構築する。 ・発災時は、あらかじめ整理した組織体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理部局内外 ・都内自治体 ・他自治体
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から、整理した広報様式・手段等を活用して、迅速に各主体に情報を伝達する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部 ・社会福祉部局(ボランティアセンター)

東京都災害廃棄物処理計画(令和5年9月改定)を基に作成

P33 図2-4 仮置場候補地選定の流れについて以下のとおり示します。

災害時には、平時に選定した候補地の中から仮置場を選定して設置します。

仮置場候補地の選定と、仮置場を開設するに当たってのポイントと仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目を以下に示します。

<仮置場候補地の選定と仮置場を開設するに当たってのポイント>

仮置場候補地の選定	平時	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場候補地は、地域毎に選定する等、できるだけ地理的に偏りがないよう複数箇所を選定しておくことが望ましい。候補地が1箇所の場合、災害によっては使用できない場合が想定されることや、一次仮置場が偏在していると仮置場が距離的に遠い地域では、予定外の集積所等が発生し、管理されない恐れがあるためである。ただし、面積が狭い小規模な候補地を多数選定すると、管理が難しくなることに留意が必要である。 ● 以下の場所等を参考に、次の〈仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目〉に示す条件を考慮して仮置場の候補地を選定する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 公有地（市区町村、都道府県、国等が管理者）である公園、グラウンド、公民館等の駐車場、廃棄物処理施設の空地（駐車場、最終処分場跡地等）、港湾の空地 ② 未利用工場用地等で、今後の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用が可能な民有地（借り上げ） ③ 二次災害のリスクや環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ※空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等としての利用が想定されている場合もあるが、調整によって仮置場として活用できる可能性もあるため、これらも含めて抽出しておく。 ● 都市計画法第6条に基づく調査で整備された「土地利用現況図」を参考に仮置場の候補地となり得る場所の選定を行う方法も考えられる。 ● 候補地の合計面積が災害廃棄物処理計画上の必要面積に満たない場合は、表1に示す条件に適合しない場所であっても、利用可能となる条件を付して候補地とするとよい。（例：街中の公園…リサイクル対象家電（4品目）等、臭気発生の可能性の低いものに限定した集積場として使用する等） ● 次の〈仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目〉を参考に災害時の実効性を確保するため、事前に現地確認をしておくことが望ましい。 ● 仮置場の候補地の所有者に対して、災害時における仮置場としての利用について事前に理解を得ておくことが望ましい。
	災害時	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に候補地から仮置場を選定する場合は、以下の点を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 被災地内の街中の公園や空地等、できる限り被災者が車両等により自ら搬入することができる範囲（例えば学区内等）で、住居に近接していない場所とする。 ② 地域住民の理解を得るため、住民説明会、住民代表への説明・文書配布等により、仮置場は地域の生活環境保全と早期の復旧・復興のために必要不可欠であること、時限的な利用であり災害廃棄物の搬出と早期の原状回復に努めること、生活環境上の配慮事項等を地域住民へ説明することが望ましい。 ③ 仮置場が不足する場合は、被災地域の情報に詳しい住民の代表者（町内会長等）とも連携し、新たな仮置場の確保に努める。

仮置場を開設するにあたってのポイント

- 発災直後から排出される片付けごみの保管場所として、仮置場の開設は迅速に行う。ただし、開設を急ぐあまり管理体制を構築せずに開放してしまうと、仮置場が無秩序となって混合廃棄物が大量に発生してしまうことから、協定締結事業者団体への連絡、管理人員確保、分別仮置きのための看板等の必要資機材の確保、搬入ルート の確定と表示、渋滞対策の検討、仮置場内の配置計画の作成等、管理体制や必要な準備を行った上で開設する。
- 仮置場の場所、受付日、時間、分別・排出方法等について住民等へ周知・広報する。すぐに仮置場を開設できない場合は、仮置場の開設準備が整うのを待って排出してもらうことを含めて住民等へ周知・広報する。
- 土地の返還を想定して仮置き前に土壌の採取を行い、必要に応じて分析できるようにしておく。
- 民有地の場合、汚染を防止するための対策と原状復旧時の返却ルールを事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。

災害廃棄物対策指針【技術資料 18-3】(環境省、令和5年1月改定版)を基に作成

P33 図2-4 仮置場候補地選定の流れについて以下のとおり示します。

<仮置場候補地の選定にあたってのチェック項目>

		条件	理由
所有者		<ul style="list-style-type: none"> ● 公有地が望ましい(市区町村有地、県有地、国有地)が望ましい。 ● 地域住民との関係性が良好である。 ● (民有地の場合)地権者の数が少ない。 	● 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
面積	一次仮置場	● 広いほどよい。(3,000m ² は必要)	● 適正な分別のため。
	二次仮置場	● 広いほどよい。(10ha以上が好適)	● 仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用		● 農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。	● 原状復旧の負担が大きくなるため。
他用途での利用		● 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	● 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
望ましいインフラ(設備)		● 使用水、飲料水を確保できること。(貯水槽で可)	● 火災が発生した場合の対応のため。 ● 粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。
		● 電力が確保できること。(発電設備による対応も可)	● 仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用規制		● 諸法令(自然公園法、文化財保護法、土壌汚染対策法等)による土地利用の規制がない。	● 手続、確認に時間を要するため。
土地基盤の状況		● 舗装されているほうがよい。	● 土壌汚染、ぬかるみ等の防止のため。
		● 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。	
		● 地盤が硬いほうがよい。	● 地盤沈下が発生しやすいため。
		● 暗渠排水管が存在しないほうがよい。	● 災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。
	● 河川敷は避けたほうがよい。	● 集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ● 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。	
地形・地勢		● 平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。	● 廃棄物の崩落を防ぐため。 ● レイアウトの変更が難しいため。

	条件	理由
	●敷地内に障害物(構造物や樹木等)が少ないほうがよい。	●迅速な仮置場の整備のため。
土地の形状	●変則形状でないほうがよい。	●レイアウトが難しくなるため。
道路状況	●前面道路の交通量は少ないほうがよい。	●災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
	●前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。	●大型車両の相互通行のため。
搬入・搬出ルート	●車両の出入口を確保できること。	●災害廃棄物の搬入・搬出のため。
輸送ルート	●高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾(積出基地)に近いほうがよい。	●広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。
周辺環境	●住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 ●企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	●粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	●鉄道路線に近接していないほうがよい。	●火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無	●各種災害(津波、洪水、液状化、土石流等)の被災エリアでないほうがよい。	●二次災害の発生を防ぐため。
その他	●道路啓開の優先順位を考慮する。	●早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

出典:災害廃棄物対策指針【技術資料 18-3】(環境省、令和5年1月改定版)

10 第2章 第2節 5 地域集積所・一次仮置場の設置及び運営

P40 (3) 地域集積所の設置及び運営について以下のとおり示します。

<地域集積所の設置及び運営>

項目	担当	対応内容
設置	環境保全班	公園班が作成する用地確保利用計画に地域集積所を位置付けます
運営	防災推進委員・市民	排出ごみの分別を徹底する。収集・処理計画に基づき、各地域の地域集積所にごみを排出します

災害廃棄物対策指針【技術資料 18-3】(環境省、令和5年1月改定版)を基に作成

11 再生利用の方法や活用例

P10 表 1-4 対象とする廃棄物の処理方法について以下のとおり示します。

<災害廃棄物の再資源化の方法例>

災害廃棄物		処理方法(最終処分、リサイクル方法)
可燃物	分別可能な場合	・家屋解体廃棄物、畳・家具類は生木、木材等を分別し、塩分除去を行い木材として利用 ・塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい
	分別不可な場合	・脱塩・破碎後、焼却し、埋立等適正処理を行う
コンクリートがら		・40mm以下に破碎し、路盤材(再生クッツァラン)、液状化対策材、埋立柱材として利用 ・埋め戻し材・裏込め材(再生クッツァラン・再生砂)として利用。最

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
		<ul style="list-style-type: none"> 大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理を行う ・ 5 から 25mm に破碎し、二次破碎を複数回行うことで再生粗骨材Mに利用
木くず		<ul style="list-style-type: none"> ・ 生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、製紙原料として活用 ・ 家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用
金属くず		<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価物として売却
家電	リサイクル可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は指定引取場所に搬入してリサイクルする
	リサイクル不可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する
自動車		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車リサイクル法に則り、被災域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引き渡しまで一次仮置場で保管する
廃タイヤ	使用可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現物のまま公園等で活用 ・ 破碎・裁断処理後、タイヤチップ(商品化)し製紙会社、セメント会社等へ売却する ・ 丸タイヤのままの場合域外にて破碎後、適宜リサイクルする ・ 有価物として買取業者に引き渡し後域外にて適宜リサイクルする
	使用不可な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破碎後、埋立・焼却を行う
木くず混入土砂		<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終処分を行う ・ 異物除去・カルシア系改質材添加等による処理により、改質土として有効利用することが可能である。その場合除去した異物や木くずもリサイクルを行うことが可能である

出典：宮城県災害廃棄物処理実行計画(最終版)(平成 25 年4月)

P10 表 1-4 対象とする廃棄物の活用例について以下のとおり示します。

<再生資材の主な活用例>

品目	活用例
木くず	・ 燃料、パーティクルボード原料
廃タイヤ	・ 燃料
廃プラスチック	・ プラスチック原料、RPF 原料
紙類	・ RPF 原料
畳	・ RPF 原料
がれき類（コンクリートくず、アスファルトくず）	・ 土木資材
金属くず	・ 金属原料
肥料、飼料	・ セメント原料

品目	活用例
焼却主灰	・ 土木資材
津波堆積物	・ 土木資材
汚泥	・ 土木資材

出典:「宮城県災害廃棄物処理実行計画(最終版)」(平成 25 年4月)

12 環境モニタリングの実施

P39 表 2-10 環境対策、モニタリングでの環境影響及び対策例を以下に示します。

＜災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策＞

項目	環境影響	対策例
大 気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・ 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・ 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な散水の実施 ・ 保管、選別、処理装置に屋根を設置 ・ フレキシブルコンテナバックへの保管 ・ 搬入路の鉄板敷設などによる粉じんの発生抑制 ・ 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・ 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・ 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・ 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤去・解体等の処理作業に伴う騒音・振動 ・ 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・ 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に遮水シートを敷設 ・ PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭 気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・ 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆など
水 質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に遮水シートを敷設 ・ 敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・ 水たまりを埋めて腐敗防止

「災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて」

(一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著)を基に作成

P39 表 2-10 環境対策、モニタリングでの調査及び分析方法の例を以下に示します。

<調査・分析方法（例）>

項目	調査・分析方法
大気 (飛散粉じん)	JIS Z 8814 ろ過捕集による重量濃度測定方法に定めるローボリュームエアサンプラーによる重量法に定める方法
大気 (アスベスト)	アスベストモニタリングマニュアル第 4.2 版（令和 4 年 3 月、環境省）に定める方法
騒音	環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）に定める方法
振動	振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に定める方法
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種特定有害物質（土壌ガス調査） 平成 15 年環境省告示第 16 号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法） ・ 第二種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定方法） ・ 第二種特定有害物質（土壌含有量調査） 平成 15 年環境省告示第 19 号（土壌含有量調査に係る測定方法） ・ 第三種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定方法）
臭気	「臭気指数及び臭気排出強度算定の方法」(H7.9 環告第 63 号)に基づく方法とする。
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水基準を定める省令（S46.6 総理府令第 35 号） ・ 水質汚濁に係る環境基準について（S46.12 環告第 59 号） ・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（H9.3 環告第 10 号）

災害廃棄物対策指針【技術資料 18-5】(環境省、平成 31 年 4 月改定版)を基に作成

P39 表 2-10 環境対策、モニタリングでの選定位置の例を以下に示します。

項目	選定位置
大気・悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理機器（選別機器や破砕機など）の位置、腐敗性廃棄物（食品廃棄物など）がある場合はその位置を確認し、環境影響が大きいと想定される場所 ・ 災害廃棄物処理現場における主風向を確認し、その風下における住居や病院などの環境保全対象の位置 ・ 災害廃棄物処理現場の風下で周辺に環境保全対象が存在する位置 ・ 環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することを検討
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音や振動の大きな作業を伴う場所、処理機器（破砕機など）を確認 ・ 作業場所から距離的に最も近い住居や病院などの保全対象の位置 ・ 発生源と受音点の位置を考慮し、環境モニタリング地点は騒音・振動の

項 目	選 定 位 置
	<p>影響が最も大きいと想定される位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することを検討
土 壌 等	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場とする前の土壌等を 10 地点程度採取 ・仮置場を復旧する際には、事前調査地点や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を選定
水 質	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の排水出口近傍や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所

災害廃棄物対策指針【技術資料 18-5】(環境省、平成 31 年 4 月改定版)を基に作成

13 用語集

用語	説明	該当頁
あ行		
浅川清流環境組合	日野市、国分寺市、小金井市の3市における可燃ごみを共同で処理することを目的として設置された一部事務組合	P22
一次仮置場	公衆衛生確保の目的で廃棄物を生活環境から遠ざけた際に、廃棄物を保管する一次仮置場又は二次仮置場における選別等を想定し、事前に災害廃棄物を分別するための仮置場	P18
一部事務組合	住民の社会生活圏の広域化に伴って総合的な処理を要することになった衛生、塵芥処理等の事務を複数の自治体が共同で行う目的で設置する団体のことで、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、特別地方公共団体として規約を定めて設置・運営されている。	P16
か行		
仮設処理施設	災害廃棄物処理のために一次・二次仮置場に設置する仮設の破碎施設、選別施設、焼却炉等	P43
可燃系混合物	災害廃棄物のうち、可燃物(木質廃材、廃プラスチック、紙類、繊維等)が比較的多く含まれるもの。	P10
仮置場	被災建物や廃棄物の速やかな解体・撤去、処理・処分を行うために廃棄物等を仮置く場所	P17
環境モニタリング	廃棄物処理現場(建物の解体現場や仮置場等)における労働災害の防止、その周辺における地域住民の生活環境への影響を防止するため、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等について定期的に調査を行い、その環境の人への影響を評価すること。	P25
金属系混合物	選別されていない金属を多く含む混合廃棄物。分別又は選別され、再資源化できる金属となる。鉄くずと非鉄金属くずに区分される。主にリサイクル業者に引き取られ、金属製品として再資源化できる品質を有する必要がある。	P10
広域処理	全国の廃棄物処理施設で、被災地で処理しきれない災害廃棄物を処理すること。	P43
公費解体	個人等が所有する家屋等で被害を受けたものについて、所有者の申請に基づき、市区町村が所有者に代わって解体を実施すること。	P25
国分寺市地域防災計画	災害対策基本法第40条又は第42条の規定に基づき、都道府県防災会議又は市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。同法第110条の規定により、特別区は市とみなす。)が策定する計画	P1
湖南衛生組合	立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市の7市において、し尿処理施設の設置・運営を行う一部事務組合	P23

用語	説明	該当頁
コンクリート系混合物	選別されていないコンクリートを多く含む混合廃棄物。分別又は選別されたのち、再資源化できるコンクリート破片やコンクリート塊となる。再生砕石等の用途があり、再資源化できる品質を有する必要がある。	P10
さ行		
災害等廃棄物処理事業費補助金	災害その他の事由により特に必要となった災害廃棄物の処理を行うために要する費用に対する補助。災害の規模等によっては、公費による解体が災害等廃棄物処理事業補助金の対象とならないことがある。	P44
災害廃棄物処理実行計画	発災後に策定される計画であり、被災地域の様相を考慮した上で、実際に災害廃棄物を処理する方法等について記載した計画	P25
災害廃棄物対策指針	平成 23 年3月 11 日の東日本大震災の経験を踏まえ、環境省が必要事項を整理し、策定した指針。都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、今後発生が予測される大規模地震や津波、水害及びその他自然災害による被害を抑止、軽減するための災害予防並びに発生した災害廃棄物(避難所ごみ等を含む)の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策及び復旧・復興対策について記述した指針	P1
災害報告書	災害等廃棄物処理事業報告書の略称。発災後、被災市町村が取りまとめ、都道府県を通じて環境省に提出するものであり、各市町村の被災状況について記載した報告書	P27
自区内	一般廃棄物には「自区内処理の原則」があり、ここでは、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設、清掃センター、し尿希釈施設(湖南衛生組合)が自区内となる。	P16
受援体制	地方公共団体が、災害に備えて、受援対象業務を特定し、内部体制の整備を図り、応援要請先の指定や応援要請の手順等、外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制	P25
処理可能量	廃棄物処理施設において、平時の廃棄物を処理した上で、更に余分に処理を行うことができる量	P22
人材バンク	被災都道府県や環境省と連携・調整を図りながら、①災害廃棄物処理の方針に係る助言・調整②個別課題の対応に係る助言・調整の支援を行うもので、現場作業員としての派遣ではない	P36
選別	仮置場や廃棄物処理施設等に搬入された廃棄物を適正に処理するため、重機やふるい機等の利用のほか手作業でいくつかの品目に分ける工程	P9
た行		
対応マニュアル	災害廃棄物処理を行う上で、詳細な処理方法や事務的な対応方法、様式等について整理した手引	P34
退職品	まだ使えるにもかかわらず、使わずに家庭内にしまいこまれ、長年保管されているもの	P16

用語	説明	該当頁
東京都災害廃棄物処理計画	発災前に策定される計画であり、どのように災害廃棄物に対処するか各主体の役割や処理方針等を事前に定めた計画	P1
東京都災害廃棄物対策本部	災害対策基本法第23条、第23条の二に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに、都道府県知事、市区町村長が設置する組織	P26
道路啓開	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去の上、簡易な応急復旧の作業をし、避難、救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。	P25
トラックスケール	廃棄物をトラックに積載したままで、廃棄物の重量を計量する装置のこと。	P32
な行		
二次仮置場	災害廃棄物の再資源化等、適正な処理を行うために整備される仮置場。破碎、選別や仮設焼却炉等の機材も設置されることがある。	P18
は行		
発生量	発災後、一定期間、一定区域で生じる災害廃棄物の量	P7
便乗ごみ	災害廃棄物の収集に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物等	P34
復興資材	復興過程から生み出され、建設資材として、復興工事へ適切に利用されるべきもの。災害廃棄物等の混合物を分離、選別して得られた「分別土砂」や、コンクリートがらを破碎、選別して得られた「コンクリート再生碎石」等	P17
不燃系混合物	災害廃棄物のうち、不燃物(がれき類、ガラス、陶磁器、煉瓦、瓦等)が比較的多く含まれるもの。	P10
フレキシブルコンテナバック	ポリエチレンやポリプロピレンなど丈夫な化学繊維により製造された、バック全体を支える丈夫な吊りベルトの長いループ部が上部に付いており、フォークリフトやクレーンなどで吊って持ち上げることができる袋。	P63
ら行		
り災証明	市区町村が住家(居住のために使用している建物)被害認定調査を行い、確認した被害程度(全壊、半壊等)について交付する証明書	P44
アルファベット		
D.Waste-Net	災害廃棄物処理支援ネットワーク。国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげることを目的として構築された、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等を主なメンバーとして構成する人的支援ネットワーク	P36

国分寺市災害廃棄物処理計画

発行者 国分寺市

〒185-8501 国分寺市泉町二丁目2番 18 号

電話 042-312-8679

編集 国分寺市 建設環境部 環境対策課